

はじめに



本町では、「障がいのある人の自立・社会参加そして誰もが住みよいまちづくり」を基本理念として、国が制定した障害者基本法に基づき「すべての人が安心して暮らせるまちづくり」を目指して平成10年10月に「第1次東郷町障害者計画」を策定しました。その後、障害者自立支援法の施行などを受けて、平成19年3月に障害者計画と障害福祉計画を一体的に整理した「第2次東郷町障害者計画・第1期東郷町障害福祉計画」を策定し、障がい者福祉施策の充実に努めてまいりました。

現在、障がいのある人を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。国においては、平成21年12月に内閣に設置された障がい者制度改革推進本部のもと、障がい者制度改革推進会議において、障がい者制度のあり方についての検討が進められています。

このたび、国における各種制度の改正等を見据えつつ、本町で進めるべき障がい者福祉施策を総合的に取りまとめた「第3次東郷町障がい者計画及び第3期東郷町障がい福祉計画」を策定いたしました。

今後は、本計画を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまち、小さくてもきらりと光るまちづくりに力を尽くしてまいりますので、町民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、ご尽力を賜りました障がい者計画策定委員会委員並びに地域自立支援協議会構成員の皆様を始め、策定にかかる各種アンケート調査、当事者団体ヒアリング調査などで貴重なご意見、ご提言をいただきました関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成24年3月

東郷町長 川瀬雅喜

目 次

第 1 部 第 3 次東郷町障がい者計画

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨・背景.....	4
2 計画の期間.....	5
3 計画の策定体制.....	5

第 2 章 障がいのある人を取りまく現状

1 人口の状況.....	8
(1) 総人口の推移.....	8
(2) 人口ピラミッド.....	8
(3) 人口動態.....	9
2 障がいのある人の状況.....	9
(1) 障害者手帳所持者数の推移.....	9
(2) 身体障害者手帳所持者の状況.....	9
(3) 療育手帳所持者の状況.....	10
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況.....	10
(5) 特別支援学級児童数の状況.....	11
(6) 自立支援医療利用者の状況.....	11
(7) 難病患者数（特定疾患医療給付受給者）の状況.....	12
(8) 障がいのある人の雇用状況.....	12
3 団体ヒアリング調査の総括.....	13
(1) ヒアリング対象団体.....	13
(2) ヒアリング結果.....	13
4 第 2 次東郷町障害者計画の達成状況.....	15
5 現状からみた課題.....	17

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	20
2 計画の基本目標と体系.....	21
3 施策の体系.....	22

第4章 施策の方向と実施目標

基本目標 1 障がいのある子の育ち・学びへの支援	28
(1) 相談体制と早期療育の充実	28
(2) 共に育つ保育の充実	31
(3) 共に学ぶ教育環境の充実	32
基本目標 2 障がいのある人がそれぞれの能力を発揮できる就労への支援	34
(1) 障がいのある人の職業能力向上への支援	34
(2) 就労の場の拡充	36
(3) 雇用の促進	38
基本目標 3 自立した生活を応援するサービスの充実	42
(1) 保健・医療・福祉の連携	42
(2) 相談体制の充実	43
(3) ホームヘルパー等による訪問系サービス	46
(4) 身体機能の維持や創作活動等を提供するサービス	49
(5) 一時的に障がいのある人を預かり介護負担を軽減するサービス	51
(6) 障がいのある人の居住環境を提供するサービス	52
(7) 自立を支えるサービスの充実	54
(8) 地域で生活するための居住の場づくり	56
(9) 生活を支える経済的支援の充実	57
基本目標 4 安心してすこやかに暮らす保健・医療の充実	59
(1) 母子保健の充実	59
(2) 身体とこころの健康を維持するための支援	60
(3) 医療環境の充実	62
基本目標 5 障がいがある人もない人も共に生きる環境づくり	65
(1) 障がいのある人への理解の促進	65
(2) 交流機会の拡充と地域社会での交流の促進	67
(3) 福祉教育・健康教育の充実	68
(4) 多様な手段による情報バリアフリーの推進	69
基本目標 6 地域で安心して暮らせるまちづくり	70
(1) すべての人にやさしい街づくりの推進	70
(2) ボランティア活動の活発化への支援	71
(3) 移動手段の充実	72
(4) 防災・災害対策の充実	74
(5) 権利擁護の充実	77
(6) 虐待防止対策の充実	78

第5章 計画の推進体制

1	役場庁舎内の推進体制.....	80
2	団体、事業者等との連携.....	80
3	広域的な連携の強化.....	80
4	障害福祉サービスの円滑な提供のための推進体制.....	80
5	国の動向に対応した見直しについて.....	80
6	計画の進捗管理.....	80

第2部 第3期東郷町障がい福祉計画

第1章 障害福祉サービス等の実施目標

1	目標数値の設定.....	84
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	84
	(2) 福祉施設から一般就労への移行.....	85
	(3) 就労移行支援事業の利用者数.....	85
	(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合.....	86
2	障害福祉サービスの見込みと確保方策.....	87
	(1) 訪問系サービスの提供.....	87
	(2) 日中活動系サービスの提供.....	89
	(3) 居住系サービスの提供.....	94
	(4) 指定相談支援.....	96
3	地域生活支援事業の見込みと確保方策.....	97
	(1) 必須事業.....	98
	(2) 任意事業.....	103

資料編

1	策定の経過.....	108
2	策定委員会要綱.....	109
3	策定委員会名簿.....	110
4	目標指標一覧.....	111
5	前回計画の評価.....	120
6	用語一覧.....	127

第1部 第3次東郷町障がい者計画

※「第1章 計画の概要」「第5章 計画の推進体制」は、「第2部 第3期東郷町障がい福祉計画」との共通事項になります。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨・背景

本町では、平成10年に「東郷町障害者計画」を策定し、「ノーマライゼーション¹」の理念のもとに、障がい者施策を推進し、様々な事業を展開してきました。

国では、平成12年から介護保険制度を開始し、さらに増大・多様化する福祉ニーズを背景として「社会福祉基礎構造改革」がすすめられ、平成15年からは障がいのある人に対する福祉制度がこれまでの「措置制度²」から、利用者自らがサービスを選択・決定できる「支援費制度³」に移行しました。

これにより全国的にサービスが普及しましたが、サービスの費用は増大し、利用者の増加等から、制度の維持が課題になってきました。

また、居宅介護事業等のサービス提供体制について、市町村間に大きな地域格差がみられ、精神障がい者が対象のサービスが制度の対象となっていない、障がい種別ごとに大きなサービス格差があるといった問題が生じ、障がいのある人が地域で暮らすための基盤整備が大きな課題となってきました。

こうした状況を踏まえて、国は、平成17年11月に「障害者自立支援法」を制定し、障がいのある人及び障がいのある子どもが自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町村が障がい福祉計画を作成するよう定めました。

また、平成23年7月には「障害者基本法の一部改正する法律」が成立し、障がいのある人の差別の禁止、人格と個性の尊重及び自立と社会参加の支援等のための施策を推進することが定められました。障害者福祉施策は平成25年度までに大きく改正される予定であり、国においては内閣に設置された障がい者制度改革推進本部において検討が行われています。

こうした流れの中、前計画である「第2次東郷町障害者計画」及び「第2期東郷町障害福祉計画」が見直しの時期を迎えたことから、本町では両計画を組み込んだ一体的な「第3次東郷町障がい者計画及び第3期東郷町障がい福祉計画」を策定し、これに基づき、障がい者施策を総合的、計画的に推進します。



1 ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人等を施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

2 措置制度

社会福祉の責任主体である国・地方公共団体が、利用申請にもとづき福祉サービス利用の審査・決定を行う制度。

3 支援費制度

障がいのある人がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという制度。

2 計画の期間

第3次東郷町障がい者計画及び第3期東郷町障がい福祉計画の計画期間は、両計画共に平成24年度から平成26年度までの3年間と定めます。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
東郷町障がい者計画	第2次						第3次					
東郷町障がい福祉計画	第1期		第2期			第3期						

見直し

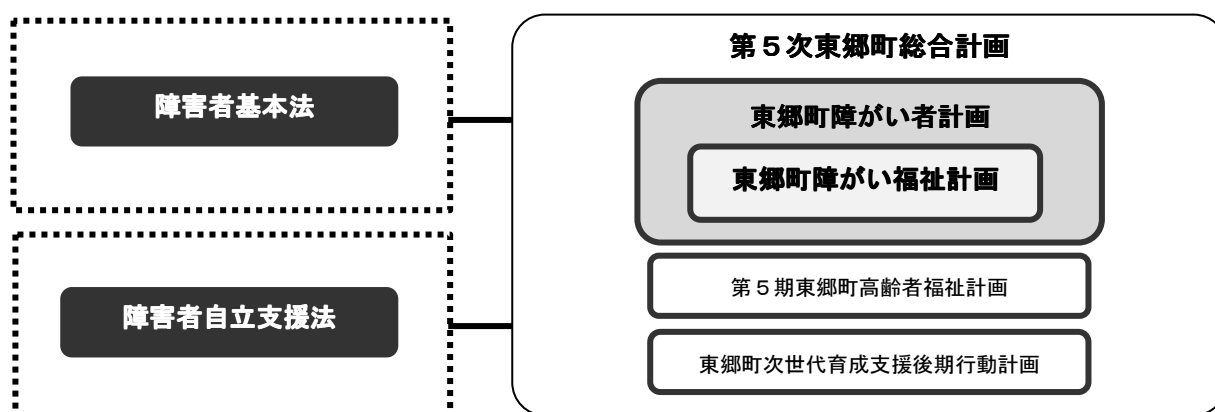
3 計画の策定体制

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」を一体的に策定したものです。

市町村障害者計画で障がい者施策全般の基本的な指針を定めるとともに、市町村障害福祉計画では市町村障害者計画の各種生活支援施策に関する実施計画として、数値目標を掲げます。

本計画は、国の障害者基本計画及び「あいち健康福祉ビジョン」を基本とするとともに、本町の上位計画である「第5次東郷町総合計画」や関連計画との整合性を確保して策定しています。

■「第3次東郷町障がい者計画及び第3期東郷町障がい福祉計画」の位置付け



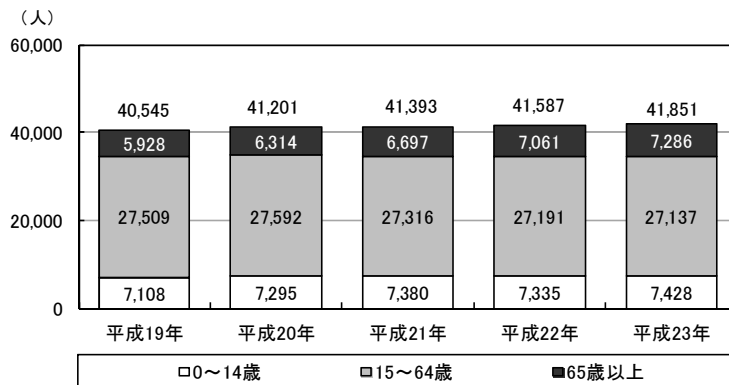
第2章 障がいのある人を取りまく現状

1 人口の状況

(1) 総人口の推移

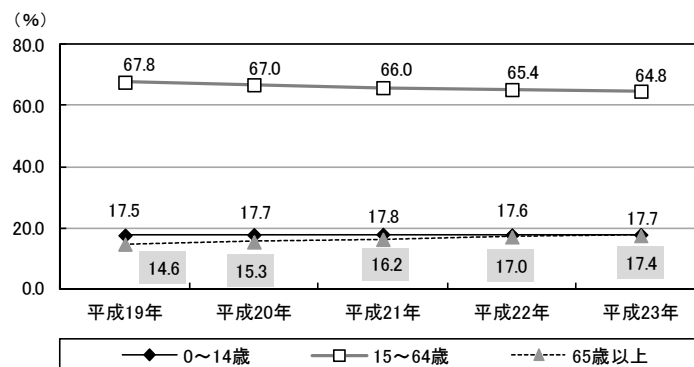
本町の総人口は増加傾向にありますが、年齢3区分別人口の割合をみると、15～64歳の割合は減少しており、65歳以上の割合が増加しています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年3月31日現在）※年齢不詳含む

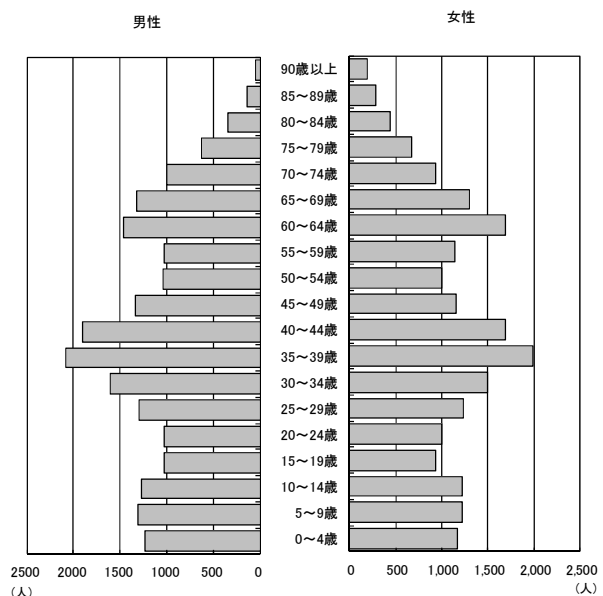
■年齢3区分別人口の割合の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年3月31日現在）

(2) 人口ピラミッド

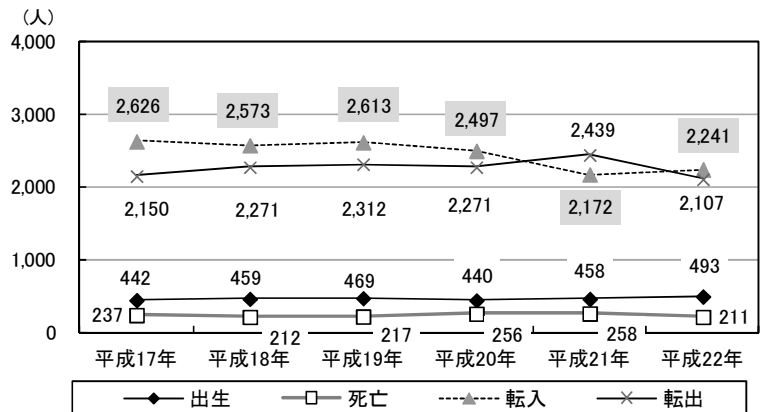
各年齢別の男女別人口について、30～44歳の世代と、60～64歳のいわゆる団塊の世代で人数が多くなっています。



資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（平成23年3月31日）

(3) 人口動態

社会動態は、平成21年を除き転出よりも転入の方が多く、また、自然動態は、死亡よりも出生の方が多くなっています。

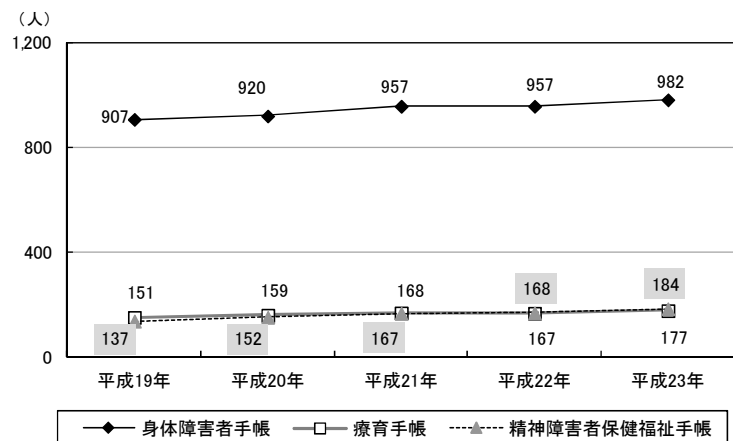


資料：住民課（各年1～12月合計）

2 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

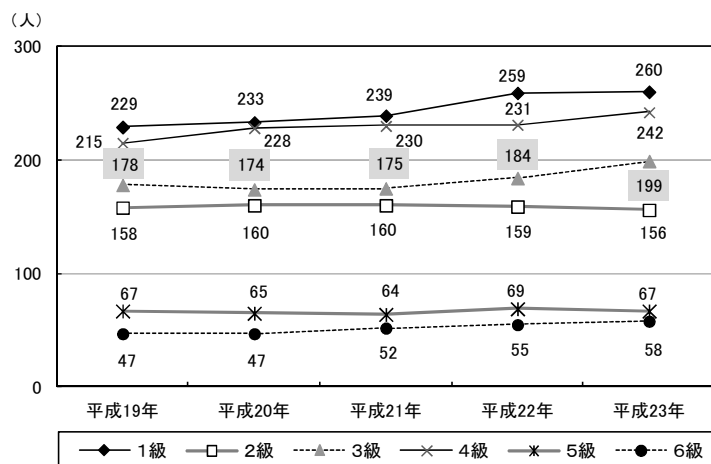
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成19年から平成23年にかけて34.3%増加しており、平成22年以降は療育手帳所持者数⁴を上回っています。



資料：福祉課（各年3月31日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

等級別の身体障害者手帳所持者数は、1級、3級、4級、6級が増加しています。



資料：福祉課（各年3月31日現在）

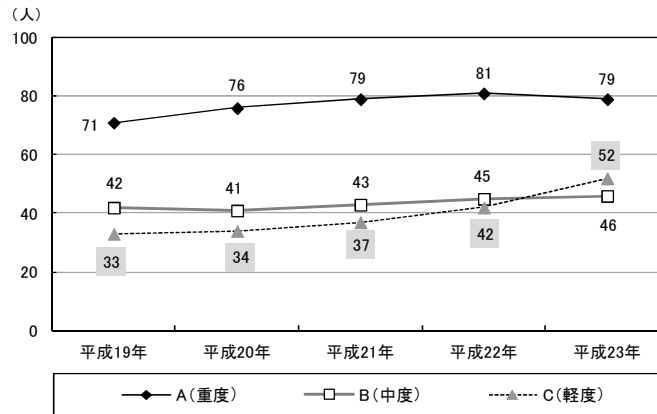
⁴ 療育手帳

知的障がい者の認定を受けた人に交付される手帳。

(3) 療育手帳所持者の状況

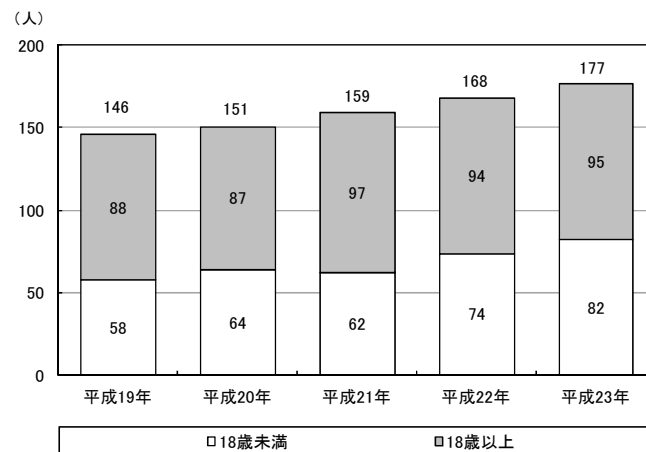
療育手帳所持者数は、C（軽度）の所持者数が増加しており、平成23年ではB（中度）を上回っています。また、年齢別療育手帳所持者数は、平成21年から18歳未満の療育手帳所持者数が増加しています。

■等級別療育手帳所持者数



資料：福祉課（各年3月31日現在）

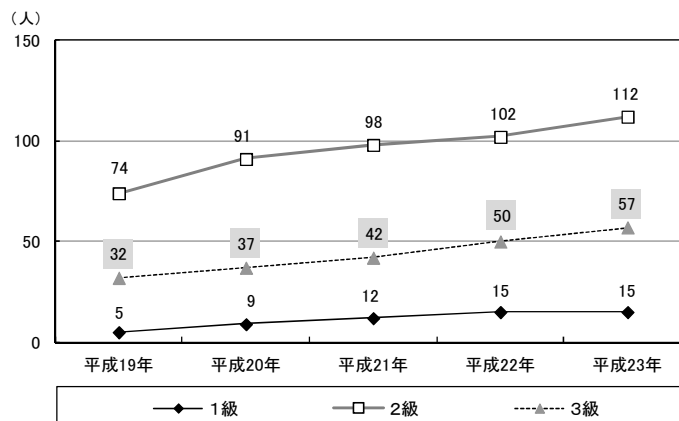
■年齢別療育手帳所持者数



資料：福祉課（各年3月31日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

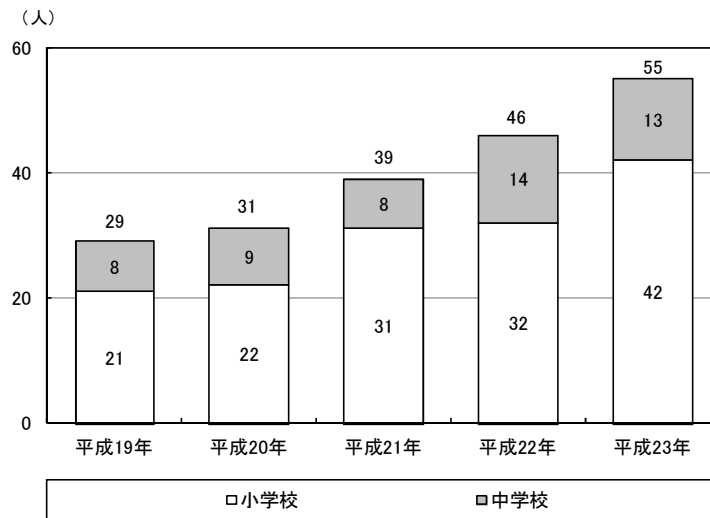
精神障害者保健福祉手帳所持者は、1級、2級、3級いずれも増加傾向にあります。



資料：福祉課（各年3月31日現在）

(5) 特別支援学級⁵児童数の状況

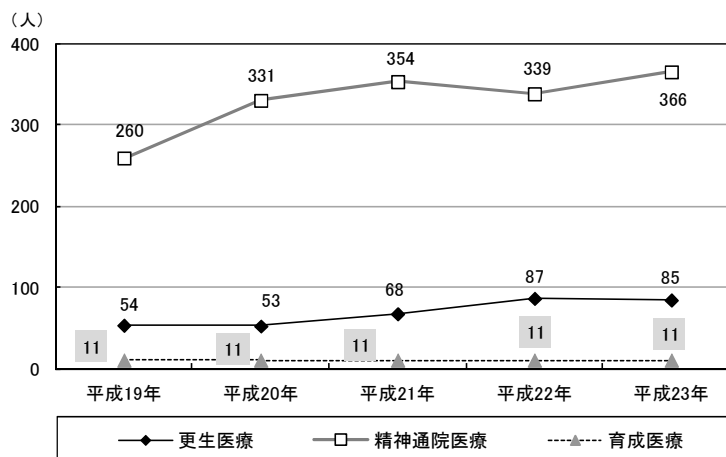
特別支援学級児童生徒数は、小学校、中学校共に増加傾向にあります。特に小学校では、平成19年から平成23年にかけて2倍となっています。



資料：学校教育課（各年3月31日現在）

(6) 自立支援医療⁶利用者の状況

自立支援医療利用者は、更生医療、精神通院医療が増加傾向にありますが、育成医療は、横ばいとなっています。



資料：保険医療課（各年3月31日現在）

⁵ 特別支援学級

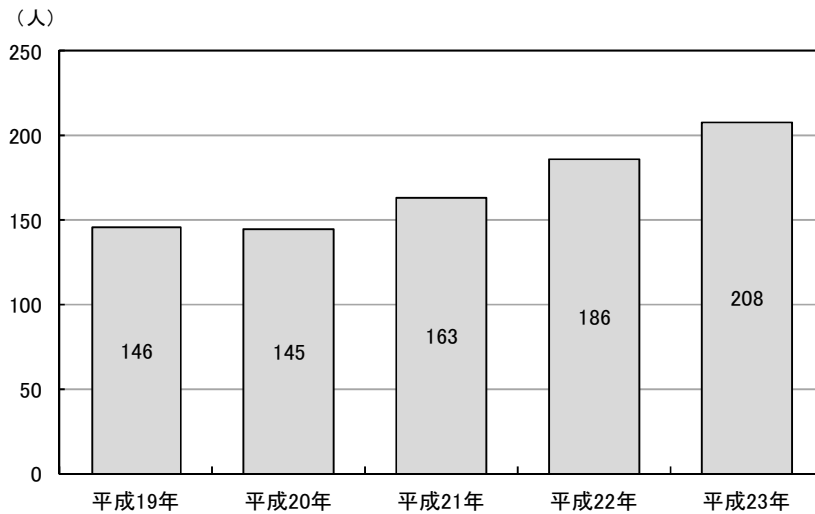
障がいのある児童生徒に対し、障がいの程度や教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う教室。

⁶ 自立支援医療（制度）

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神疾患には精神通院医療、肢体不自由、視覚障害、内部障害には更生医療、育成医療が適応される。

(7) 難病患者数（特定疾患医療給付受給者）⁷の状況

難病患者数（特定疾患医療給付受給者）は、平成21年から急増しています。

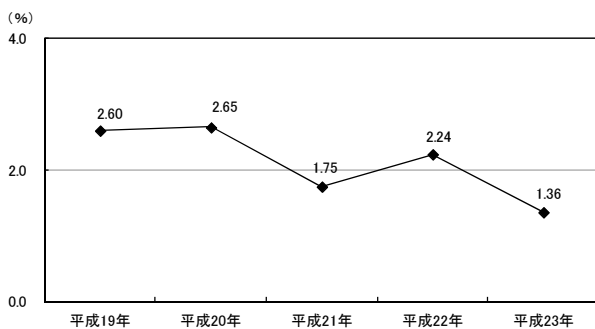


資料：瀬戸保健所（各年3月31日現在）

(8) 障がいのある人の雇用状況

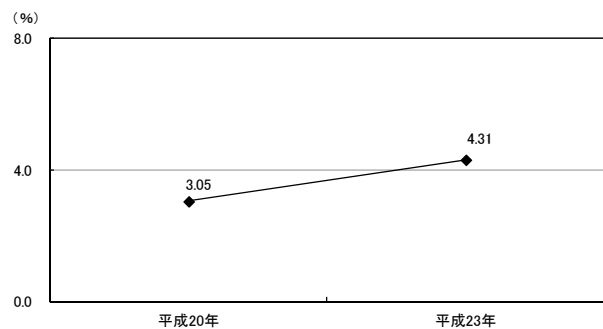
町職員の障がいのある人の雇用は、平成19年、平成20年、平成22年では、公的機関の法定雇用率である2.1%を上回っていましたが、平成21年、平成23年では下回っています。また、町内事業所の障がい者雇用率をアンケート調査結果から算出したところ、平成20年から平成23年にかけて雇用率が上昇しています。

■町職員の障がい者雇用率の推移



資料：人事秘書課（各年6月1日現在）

■町内事業所の障がい者雇用率の推移



資料：東郷町障がい者計画・障がい者福祉計画策定にかかるアンケート調査（平成23年）

⁷ 難病患者（特定疾患医療給付受給者）
治療が困難な特定疾患を患う患者。

3 団体ヒアリング調査の総括

計画の策定に当たり、東郷町における障がいのある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性等を把握するため、障がいのある人に関する当事者団体を対象に、ヒアリング調査を実施しました。

(1) ヒアリング対象団体

①東郷町心の病をもつ人の家族の会（さくらの会）

実施日時：9月7日（水） 10：00～11：30

参加者：1人

②東郷町知的障害児・者連絡協議会

実施日時：9月7日（水） 13：30～14：40

参加者：4人

③東郷町身体障害者福祉協議会

実施日時：9月7日（水） 15：00～16：00

参加者：2人

(2) ヒアリング結果

●相談・情報提供について

相談については、役場等の窓口では相談しにくいという意見や、相談を行っていること自体を知らないという意見がありました。また、情報提供については、サービスの種類や利用手続き等について既存の広報媒体をもっと活用してほしいという意見がありました。

これらのことから相談窓口の周知・啓発を図るとともに、相談しやすい環境づくりや人材の育成、よりわかりやすい情報提供の方法等が求められています。

●災害対策・防災について

災害時に避難することが難しい、また、避難しても大勢の人が避難してくる地域の避難所で、障がいのある人が過ごせるか不安があるといった意見があり、バリアフリー等に配慮した避難所や、福祉避難所の複数の設置が必要となっています。

●障害福祉サービスについて

親亡きあとの不安を解消するための支援体制や、サービス利用者と相談員等との仲介者が必要です。

また、サービスの中では、特に、移動支援が不足しているため、利用することができないという意見があり、サービスの充実が求められています。

●雇用・就労について

就労については、各人の状況に合わせた就労環境、条件を整えることが必要とされています。

また、卒業後の行き先がない人や、継続的に働くことが困難な人もいるため、障がいのある人の雇用の場の確保が課題となっています。

町内の事業所や企業等が連携を図り、一般就労、福祉的就労の両面から、町全体で障がいのある人の受け皿を充実していく必要があります。

●地域の理解と交流について

障がい（特に発達障がい）の理解が希薄であるという意見があり、その促進を図る必要があります。また、精神障がいの場合には、本人、家族共に交流に積極的でない場合があるため、交流の機会の持ち方についても、工夫・配慮が必要になります。

また、行事等では、知的障がいの人は母子が一緒になければ参加できず、他の障がいも、家族や本人が、他人と積極的にふれあうことがなかなか難しいとの意見があります。

日常的な交流を通じて、障がいのある人とない人の相互理解が得られることが期待されるため、地域や学校での交流等、共に活動できる様々な機会を確保していくことが必要とされています。

さらに、町内にボランティアが少ないという声もあるため、町民に対するボランティアへの参加促進等が求められます。

●教育・保育について

本人も含めた、障がいや病気についての教育・指導が重要視されていることから、地域の小中学校において、指導に当たっての専門性の向上が必要です。

また、学校間でも、本人や家族の意向に配慮しつつ、情報の共有化を図っていく必要があります。



4 第2次東郷町障害者計画の達成状況

計画の達成状況を確認するため、平成19年3月に策定した「第2次東郷町障害者計画」の施策ごとに計画の指標項目の数値による比較を行いました。

平成23年の実績見込み値と平成23年の目標値を比較し、達成(○)、横ばい(△)、未達成(×)、評価なし(ー)の4段階として、事業を分類しています。

※施策ごとの評価は資料編を参照

●基本目標1 障がいのある子の育ち・学びへの支援

指標合計

施策	達成(○)	横ばい(△)	未達成(×)	評価なし(ー)
障がいのある子の育ち・学びへの支援	5事業	0事業	2事業	5事業

「(1) 相談体制と早期療育の充実」については、対象となる児童やその保護者の人数により、各年で変動があるため、未達成の項目が多くなっています。

「(2) 共に育つ保育の充実」「(3) 共に育つ教育の充実」については、近年対象となる発達障がい等の児童生徒が増加していることを反映し、多くの項目で達成しています。

●基本目標2 障がいのある人がそれぞれの能力を発揮できる就労への支援

指標合計

施策	達成(○)	横ばい(△)	未達成(×)	評価なし(ー)
障がいのある人がそれぞれの能力を発揮できる就労への支援	1事業	0事業	2事業	3事業

「(3) 雇用の促進」については、町職員の障がい者雇用率が1.36%と、平成17年と比べて横ばいとなっています。就労移行支援や就労継続支援は、平成18年度から、障害者自立支援法に基づくサービスとして利用が開始されています。

●基本目標3 自立した生活を応援するサービスの充実

指標合計

施策	達成(○)	横ばい(△)	未達成(×)	評価なし(ー)
自立した生活を応援するサービスの充実	26事業	0事業	6事業	15事業

「3 障害福祉サービスの充実」については、障害者自立支援法に基づく各種サービスが提供されています。「4 自立を支えるサービスの充実」においては達成した項目が多くなっており、各種制度が浸透していることがうかがえます。

●基本目標4 安心してすこやかに暮らす保健・医療の充実

指標合計

施策	達成（○）	横ばい（△）	未達成（×）	評価なし（－）
安心してすこやかに暮らす 保健・医療の充実	12事業	0事業	5事業	5事業

ほとんどの項目で達成しています。また、「4 安心して医療にとりかかることができる体制づくり」については、障害者手帳所持者の増加に伴い、医療サービス等の受給者数が多くなっていることが予想されます。

●基本目標5 障がいがある人もない人も共に生きる環境づくり

指標合計

施策	達成（○）	横ばい（△）	未達成（×）	評価なし（－）
障がいがある人もない人も共に 生きる環境づくり	7事業	0事業	2事業	3事業

「4 多様な手段による情報バリアフリーの推進」については、点字図書の蔵書数が増加しています。

●基本目標6 地域で安心して暮らせるまちづくり

指標合計

施策	達成（○）	横ばい（△）	未達成（×）	評価なし（－）
地域で安心して暮らせるまちづくり	11事業	0事業	1事業	9事業

「2 ボランティア活動の活発化への支援」について、ボランティアの登録人数や団体数が増加し、達成した項目が多くなっています。また、「4 防災対策の充実」については、各事業を推進しています。

5 現状からみた課題

統計資料、アンケートやヒアリング調査、前期計画の進捗状況等から、本町の主な課題を以下にまとめました。

課題のまとめ① 障がいの早期発見・早期療育と一貫した支援体制づくり

年々、各障害者手帳所持者数が増加しており、子どもについても、発達障がい等で、特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加しています。障がいの予防や、早期発見・早期療育に関する取り組み、さらに乳幼児期から成人に至るまで、各ライフステージに応じて、一貫した支援ができる体制が必要となっています。

課題のまとめ② 障がいのある人が働ける職場環境づくり

障がいのある人が就労するに当たっては、事業主や職場の理解が求められています。障がいのある人の就労に向け、就労支援事業・就労継続支援事業等の利用とともに、周囲の障がい特性の理解や、新たな雇用開拓、職場定着等の体制整備が必要です。

課題のまとめ③ 日常生活を支援するサービスや相談体制の充実

障がいのある人が日常生活を送る上での各種サービスの充実が求められています。障害者自立支援法の施行により近隣市において各種障害福祉サービスの提供が行われていますが、町内ではサービス提供事業所が少ないことが課題となっています。

また、障がいのある人が地域で生活していくためには、困りごとに対する相談体制が必要となるため、より一層、窓口の周知を図るとともに、利用しやすい相談体制づくりを進めていく必要があります。

課題のまとめ④ 障がいのある人を支えるネットワークの構築

障がいのある人の家族は、「親亡きあと」を非常に不安に感じています。不安を解消するための支援体制や、地域で孤立してしまう障がいのある人等が相談窓口やサービス等に適切につながるよう、ネットワークの整備が必要です。

課題のまとめ⑤ 障がいへの理解・日常的な交流の促進

障がいのある人やその家族にとって、行事等で他者と積極的にふれあうことがなかなか難しいとの意見が聞かれました。また、交流の機会の持ち方についても、工夫と配慮が必要であり、障がいの有無に関係なく交流できるとともに、障がいのある人が引きこもりがちにならず、多くのことに参加できる機会と環境づくりが必要です。

日常的な交流を通じて、障がいのある人となない人の相互理解が進むことが期待されるため、地域や学校での交流等、共に活動できる様々な機会を確保していくことが必要です。

課題のまとめ⑥ 障がいのある人に配慮した災害時の避難支援体制の整備

東日本大震災の発生等を受け、災害時に関する不安の声が多くあがっています。障がいのある人が災害時等に困ることとして、安全な避難や薬の入手、周囲の状況の理解、避難が長期化した場合の避難所での生活等があるため、避難経路等のバリアフリーや、障がいの特性に配慮した避難所の設置等の環境整備が必要です。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、障がいのある人がライフステージのすべての段階において自立した生活を享受するとともに、地域社会活動への参加を目指すことができる「リハビリテーション」の理念と、障がいの有無にかかわらず互いに助け合い、平等に生活し、活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念にたち、障がいのある人の「参加と平等」を実現することを目標としています。

障がいのある人が、地域社会の一員としての自立した生活を営み、また、自身の個性や能力を活かしながら社会に参加している喜びを感じて生きていけるように、必要な支援ができる環境づくりを進めていくことが重要です。

また、自立と社会活動参加の場となる「まち」のハードとソフト両面からの環境整備を、町民の理解と協力を仰ぎながら進めていくことが必要不可欠であり、こころを含めたバリアフリー⁸やユニバーサルデザイン⁹を基本とした、誰もが住みやすいまちづくりを推進する必要があります。

こうした視野に立ち、本計画の基本理念を、以下の3つとします。

基本理念1 障がいのある人の自立

基本理念2 障がいのある人の社会活動参加

基本理念3 障がいを理解し、支え合うまちづくり

これらの基本理念は障がい者施策の推進において、実現を普遍的に目指す根本的な理念として、本計画に位置付けるものです。

⁸ バリアフリー

心身の障害等でハンディキャップのある人にとって、障壁（バリア）となる物理的（建物構造・交通機関等）、制度的（障害を欠格条項とし、資格取得に制限があるなど）、文化・情報面（点字・手話・音声案内・字幕・分かりやすい表示の不備）、意識（偏見や先入観）が取り除かれた状態。

⁹ ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉のとおり、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。

2 計画の基本目標と体系

今回の計画見直しにあたっては、次の6点を基本目標として定め計画を推進していきます。

基本目標1 障がいのある子の育ち・学びへの支援

一人ひとりの障がいの状態に対応した教育・育成支援の充実を図り、人生のそれぞれの段階（ライフステージ）に応じた切れ目のない、一貫した支援体制を構築します。

基本目標2 障がいのある人がそれぞれの能力を発揮できる就労への支援

障がいのある人の社会参加や自己実現、経済的自立を目指すため、それぞれの特性に応じた雇用・就労の促進を図ります。

基本目標3 自立した生活を応援するサービスの充実

障害者自立支援法に基づくサービスの基盤整備とサービス内容の充実を図るとともに、不足しているサービスについても柔軟に対応できるような支援体制づくりに努めます。

基本目標4 安心してすこやかに暮らす保健・医療の充実

障がいの予防と、早期発見・早期対応を行うため、保健・医療・福祉の連携による一体的な心身の健康づくりを推進します。

基本目標5 障がいがある人もない人も共に生きる環境づくり

障がいや障がいのある人に対する差別や偏見の解消を図り、理解を図るため、広報・啓発活動や、地域において日常的に交流・ふれあいができる場づくりを促進します。

基本目標6 地域で安心して暮らせるまちづくり

居住、交通、防犯・防災対策、災害時支援、権利擁護等、障がいのある人の生活を取り巻く環境全般の充実を図り、豊かな地域生活を支援します。

3 施策の体系

基本目標	施策体系	具体的な取り組み	
障がいのある子の育ち・学びへの支援 基本目標1	(1) 相談体制と早期療育の充実	1	子育てに関する相談の実施
		2	療育システム
		3	なかよし教室
		4	らっこちゃんルーム
		5	カンガルー教室
		6	基本相談支援
		7	児童発達支援センターの設置
		8	ことばの相談
		9	5歳児発達相談
	(2) 共に育つ保育の充実	1	保育所等訪問支援
		2	障がい児保育
	(3) 共に学ぶ教育環境の充実	1	就学指導
		2	特別支援教育
		3	発達障がいへの理解
		4	学校のバリアフリー化
5		特別支援教育就学奨励費支給	
障がいのある人がそれぞれの能力を發揮できる就労への支援 基本目標2	(1) 障がいのある人の職業能力向上への支援	1	就労移行支援
		1	就労継続支援
	(2) 就労の場の拡充	2	地域活動支援センター
		1	町職員の障がい者雇用
	(3) 雇用の促進	2	障がい者雇用の促進と就業支援
		1	連携による総合的な保健・医療・福祉サービスの体制
自立した生活を応援するサービスの充実 基本目標3	(1) 保健・医療・福祉の連携	1	連携による総合的な保健・医療・福祉サービスの体制
	(2) 相談体制の充実	1	障害者手帳の交付
		2	相談体制の充実（基幹相談支援センターの設置）
		3	相談員による障がい別相談
		4	難病相談
		5	精神保健福祉相談
		6	家族懇談会
		7	計画相談支援・障害児相談支援
		8	地域相談支援

基本目標	施策体系	具体的な取り組み	
自立した生活を応援するサービスの充実 基本目標3	(3) ホームヘルパー等による訪問系サービス	1	居宅介護
		2	重度訪問介護
		3	重度障害者等包括支援
		4	同行援護
		5	行動援護
		6	移動支援
		7	生活サポート
		8	訪問入浴サービス
	(4) 身体機能の維持や創作活動等を提供するサービス	1	生活介護
		2	療養介護
		3	自立訓練
		4	地域活動支援センター（再掲）
		5	日中一時支援（タイムケア）
		6	児童発達支援事業
		7	放課後等デイサービス
	(5) 一時的に障がいのある人を預かり介護負担を軽減するサービス	1	短期入所（ショートステイ）
		2	日中一時支援（日中ショート）
	(6) 障がいのある人の居住環境を提供するサービス	1	施設入所支援
		2	共同生活介護
		3	共同生活援助
		4	障害児入所支援
	(7) 自立を支えるサービスの充実	1	寝具洗濯乾燥サービス
		2	理髪サービス
		3	家族介護支援事業（紙おむつの給付）
		4	緊急通報システム
		5	難病患者と家族の集い
		6	NHK受信料の免除
		7	障がい児サマースクール
		8	補装具の交付
		9	日常生活用具の給付
		10	福祉機器等の貸与
	(8) 地域で生活するための居住の場づくり	1	住宅改修費の助成
		2	重度身体障がい者等住宅改善費の助成
		3	グループホーム・ケアホームへの支援
	(9) 生活を支える経済的支援の充実	1	国民年金加入・受給促進
		2	心身障害者扶助料
3		在日外国人重度障害者福祉給付金	
4		特別障害者手当等	
5		愛知県在宅重度障害者手当	
6		心身障害者扶養共済	
7		特別障害給付金の受給促進	
8		特別児童扶養手当の支給	

基本目標	施策体系	具体的な取り組み	
安心してすこやかに暮らす保健・医療の充実 基本目標4	(1) 母子保健の充実	1	妊婦健康診査
		2	妊産婦・乳幼児訪問指導
		3	乳幼児健康診査等
	(2) 身体とこころの健康を維持するための支援	1	健康診査
		2	訪問指導
		3	健康相談
		4	健康教育
		5	口腔健康管理の指導
		6	地域ぐるみの健康づくりの推進
	(3) 医療環境の充実	1	訪問看護
2		障害者医療費の支給	
3		精神障害者医療費の支給	
4		自立支援医療（更生医療）	
5		自立支援医療（精神科通院医療）	
6		自立支援医療（育成医療）	
7		後期高齢者福祉医療	
障がいがある人もない人も共に生きる環境づくり 基本目標5	(1) 障がいのある人への理解の促進	1	職員研修
		2	障がいのある人への理解
	(2) 交流機会の拡充と地域社会での交流の促進	1	障がい者団体の支援
		2	スポーツ・レクリエーション大会
	(3) 福祉教育・健康教育の充実	1	各学校への福祉教育の推進
		2	東郷町社会福祉協力校事業
		3	青少年等ボランティア福祉体験学習事業
		4	健康教育
	(4) 多様な手段による情報バリアフリーの推進	1	声の広報等
		2	点字図書貸出
3		コミュニケーション支援	
地域で安心して暮らせるまちづくり 基本目標6	(1) すべての人にやさしい街づくりの推進	1	人にやさしい街づくり計画の推進
	(2) ボランティア活動の活発化への支援	1	ボランティアセンター
		2	ボランティアの養成
		3	町民活動センター
		4	ボランティア活動に関する講座の開催
		5	NPO公募提案型事業
	(3) 移動手段の充実	1	心身障がい者タクシー料金助成
		2	外出支援サービス
		3	障がい者用自動車改造費の補助
		4	自動車運転免許取得費の補助
5		駐車可の標章の交付	
6		各交通料金の割引	
7		軽自動車税の減免	
8		巡回バス運行事業	

基本目標	施策体系	具体的な取り組み	
地域で安心して暮らせるまちづくり 基本目標6	(4) 防災・災害対策の充実	1	要援護者の把握
		2	災害時の支援体制・協力体制の確立
		3	災害ボランティア
		4	福祉避難所の設置
		5	ファックスによる119番受付
	(5) 権利擁護の充実	1	権利擁護の実施と普及
		2	法律相談窓口
		3	尾張東部成年後見センターとの連携
	(6) 虐待防止対策の充実	1	法律の周知・啓発
		2	障害者虐待防止センターの設置
		3	連携協力体制整備事業
		4	家庭訪問等個別支援事業
		5	障がい者虐待防止・権利擁護研修事業
		6	専門性強化事業

第4章 施策の方向と実施目標

基本目標 1 障がいのある子の育ち・学びへの支援

(1) 相談体制と早期療育の充実

現状・課題

障がいの早期発見・早期療育のため、乳幼児健診や各種相談事業は重要な役割を担っています。特に障がいの疑いがある子どもを持つ保護者は育児不安を抱えていることが多く、保護者に対する心理的なケアも必要になっています。

本町では、保健・医療・福祉・教育等、関係機関による密接な連携体制の構築を図るため、平成23年4月に「発達障がい早期総合支援連絡協議会」を立ち上げました。今後この協議会を中心に、障がいのある子どもの早期発見・早期療育に関する具体的な支援体制づくりについて、検討していくこととなります。

また、障がいのある子どもの療育支援事業を実施しているカンガルー教室においては、入園希望者が増え、入園における整備体制の充実が課題となっています。

児童館の児童厚生員等については、本町では療育等の基礎研修を行い、職員の知識の習得を図っています。

乳幼児期における障がいの早期発見、その後の支援体制の在り方及び学齢期における支援等、障がいのある子ども等が各ライフステージに応じた支援を受けることができるよう、一貫した支援を実施することが重要となります。

施策の方向

発達障がいを含めた障がいのある子どもの豊かな育ちを支援するため、関係課・機関の連携により早期に適切な対応が図れる体制を整備します。また、保護者の不安と負担の軽減のため、各種相談事業を充実します。

また、早期発見のための事業「すくすく発達相談」の実施や、その後の支援について、各園巡回相談・支援事業、小学校巡回相談・支援事業等を引き続き実施するとともに、さらに支援の充実を図ります。

No.	事業	方針	担当課	
1	子育てに関する相談の実施	○乳幼児健診時の相談や家庭児童相談、こども相談を通じ、障がいの早期発見につなげるとともに、子育てカウンセラーの巡回相談により、保護者への相談を実施します。	健康課 子育て支援課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		こども相談（障がいのある人分）の相談件数	85件	充実

第1部 第3次東郷町障がい者計画

第4章 施策の方向と実施目標

基本目標1 障がいのある子の育ち・学びへの支援

No.	事業	方針	担当課	
2	療育システム	○「発達障がい早期総合支援連絡協議会」を中心に、障がいの早期発見や適切な療育へとつなげるため、関係機関との連携を強化します。	健康課 子育て支援課 福祉課 学校教育課	
		○毎月1回療育連絡会を実施し、支援が必要な児童について関連課等との情報共有を図ります。		
		○「支援ノート」の作成及び活用により、障がいのある子ども等の各ライフステージの支援におけるつながりを強化します。		
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		関係機関との連携・調整	-	強化
3	なかよし教室	○1歳6か月児健康診査時等に心身の順調な発育を促すために、個別に助言・指導を行います。	健康課	
		○乳幼児健康診査の経過観察を行うことで、発育・発達の異常を早期に発見します。		
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		参加実人数	78人	180人
4	らっこちゃんルーム	○発達の遅れや障がいのある子どもや保護者に対し、基本的な動作訓練や相談、情報提供等を実施します。	保育課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		らっこちゃんルームの定員	15人	拡充
5	カンガルー教室	○発達の遅れや障がいのある子どもや保護者に対し、基本的な動作訓練や相談、情報提供等を実施します。	保育課	
		○適切な療育を実施するため、カンガルー教室を1クラスから2クラスに拡充し、施設整備を行います。		
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		カンガルー教室の定員	10人	拡充
6	基本相談支援	○障がい者相談支援センター「ローゼル」において、障がいのある子どもの豊かな発達を支援するため、適切な診断・治療、相談・指導等を関係部署と連携を取りながら、相談できる体制を充実します。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		子どもに関する相談件数	H24 新規事業	充実

No.	事業	方針	担当課		
7	児童発達支援センターの設置	○障がいのある子どもの一貫した支援や相談体制を構築するために「発達障がい早期総合支援連絡協議会」から情報提供を得ながら、児童発達支援センターの設置について検討します。	福祉課 健康課 子育て支援課 保育課		
		○自立支援協議会で、障がいのある子どもの支援システムについて検討を進める中で、児童発達支援センターについても検討を進めます。			
		指標		現状（H22）	目標（H26）
	児童発達支援センターの設置	H24 新規事業	設置		
8	ことばの相談	○発達の遅れが疑われる子ども及び育児不安のある家族に対し、心理相談員による発達相談を引き続き実施します。	健康課		
		指標		現状（H22）	目標（H26）
		参加延べ人数		44人	48人
9	5歳児発達相談	○集団生活の中で社会性の発達や自己統制力に弱さのある子どもに対し、就学前に早期に対応し、保護者への育児支援を行うとともに、健全な育成に向けて、関係課及び機関と連携を図ります。	健康課		
		指標		現状（H22）	目標（H26）
		参加延べ人数		11人	拡充



(2) 共に育つ保育の充実

現状・課題

障がいのある子どもが、地域の中で障がいのない子どもたちとふれあい、同じ環境で保育を受けることは、子どもたちの健全な育成や社会への適応力の向上につながります。

本町では団体ヒアリングにおいて、本人も含めた、障がいや病気についての教育・指導が求められていることから、障がいのある子どもが、地域の中で一人ひとりの障がいの特性に応じた保育を受けられるよう、職員の専門性の向上も必要となっています。

施策の方向

障がいのある子ども一人ひとりの障がいの種類や程度又は発達の状況に応じた保育を図るとともに、集団の中で健やかにたくましく育ち、また、保護者が安心して働けるよう、施策の充実を図ります。

No.	事業	方針		担当課
1	保育所等訪問支援	○保育所等に通う障がいのある子どもに対して、集団生活への適応のための支援を充実するため、県の障害児等療育支援事業を実施する支援施設の職員等が保育所を訪問し、専門的な支援を行います。		福祉課 子育て支援課 保育課
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		支援の実施	H24 新規事業	充実
2	障がい児保育	○障がいのある子どもの心身の発達を促すとともに、子どもの障がいに対する理解を深めるため、保育園において障がいのある子どもの受け入れを行います。 ○専門性の向上を図るため、保育士の勉強会を定期的に行い、カンガルー教室との連携を図りながら個々の発達に合った保育支援を行います。		保育課
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		支援の実施	実施	充実

(3) 共に学ぶ教育環境の充実

現状・課題

学校教育においては、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが個人として認められ、充実した学校生活を送れるように、すべての子どもたちが一緒に学び、互いに支え合う教育環境づくりを進めることが大切です。

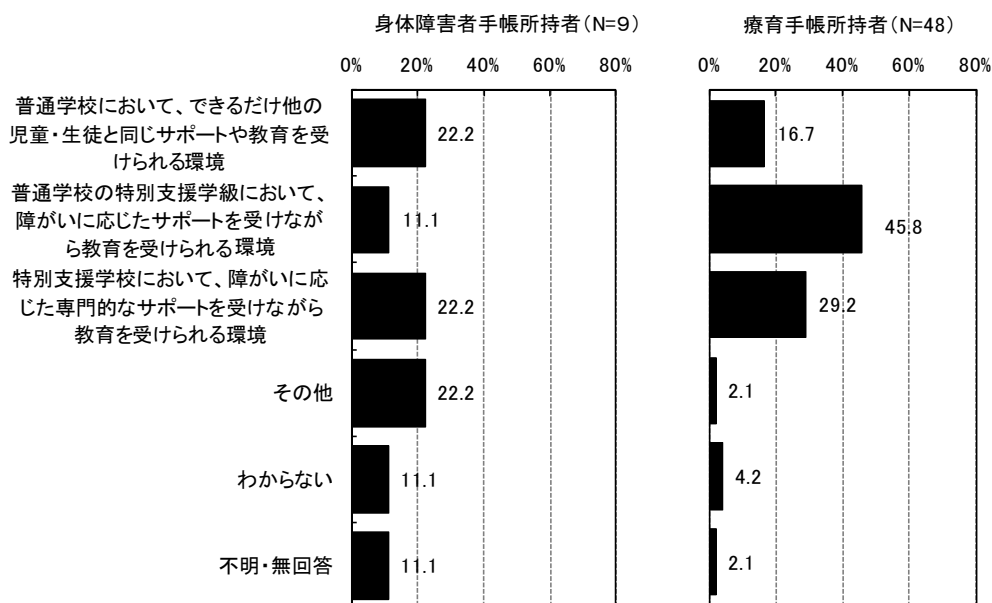
アンケートによると、障がいのある子どもの就学環境の希望について、障がいがあっても、普通学校で教育を受ける環境が求められています。

東郷町においては、町内すべての小中学校において特別支援学級を設置しており、通級指導¹⁰も1校実施しています。

国では、障がいのある子どもが通常学級で共に学ぶ、いわゆるインクルーシブ教育¹¹を推進しており、障がいの有無を問わず、すべての子どもが地域の学校で学習することができる体制づくりを進めています。

■障がいのある児童・生徒の就学環境への希望

※N=対象者数



資料：東郷町障がい者計画・障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査（平成23年）

¹⁰ 通級指導

通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。

¹¹ インクルーシブ教育

障がいのある子どもも何らかの特別な配慮を受けながら普通学級で学ぶことを目指そうという教育。

施策の方向

障がいのある児童生徒の一人ひとりの希望や個性、障がいの程度に応じた適切な教育を提供し、きめ細かな教育の推進に努めます。

No.	事業	方針	担当課						
1	就学指導	○就学指導委員会において、保護者等の意見を尊重しながら、発達や状態に応じた適切な教育機会を提供するために検討するだけでなく、保育園・幼稚園への訪問や面談、幼保小連絡協議会等の実施を通じ、関係機関との連携を強化します。	学校教育課						
		○「発達障がい早期総合支援連絡協議会」を通じ、児童生徒の特性を踏まえた教育ができるよう、関係機関との連携を強化します。							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状（H22）</th> <th>目標（H26）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学指導を実施した児童生徒数</td> <td>19人</td> <td>充実</td> </tr> </tbody> </table>		指標	現状（H22）	目標（H26）	就学指導を実施した児童生徒数	19人	充実
指標	現状（H22）	目標（H26）							
就学指導を実施した児童生徒数	19人	充実							
2	特別支援教育	○一人ひとりに応じた「個別指導計画」又は「個別支援計画」を作成し、きめ細かな指導に努めます。	学校教育課						
		○各校に特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのある児童生徒の教育ニーズに応じた支援を行います。							
		○研修会や特別支援学校の教員の招へい、巡回相談の実施等を通じ、教職員の指導力の向上を図ります。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状（H22）</th> <th>目標（H26）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援学級の児童生徒数</td> <td>55人 (小学校42人、中学校13人)</td> <td>充実</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状（H22）	目標（H26）	特別支援学級の児童生徒数	55人 (小学校42人、中学校13人)	充実			
指標	現状（H22）	目標（H26）							
特別支援学級の児童生徒数	55人 (小学校42人、中学校13人)	充実							
3	発達障がいへの理解	○LD（学習障がい）、AD/HD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症等への理解を促進するため、教職員や児童生徒に対し、発達障がい者理解への教育を推進します。	学校教育課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状（H22）</th> <th>目標（H26）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援教育に係る研修参加人数</td> <td>7人</td> <td>充実</td> </tr> </tbody> </table>		指標	現状（H22）	目標（H26）	特別支援教育に係る研修参加人数	7人	充実
		指標		現状（H22）	目標（H26）				
特別支援教育に係る研修参加人数	7人	充実							
4	学校のバリアフリー化	○障がいのある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設を順次改修し、バリアフリー化を推進します。	学校教育課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状（H22）</th> <th>目標（H26）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者トイレの設置校数</td> <td>7校 (9か所)</td> <td>全小中学校 9校</td> </tr> </tbody> </table>		指標	現状（H22）	目標（H26）	障がい者トイレの設置校数	7校 (9か所)	全小中学校 9校
		指標		現状（H22）	目標（H26）				
障がい者トイレの設置校数	7校 (9か所)	全小中学校 9校							
5	特別支援教育就学奨励費支給	○特別支援学級へ通級する児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、奨励費支給を行います。	学校教育課						
		○制度の周知に努めます。							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状（H22）</th> <th>目標（H26）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奨励費支給人数</td> <td>51人</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>		指標	現状（H22）	目標（H26）	奨励費支給人数	51人	継続
指標	現状（H22）	目標（H26）							
奨励費支給人数	51人	継続							

基本目標 2 障がいのある人がそれぞれの能力を発揮できる就労への支援

(1) 障がいのある人の職業能力向上への支援

現状・課題

平成22年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正等、障がい者雇用に係る法制度の整備が進みつつある中で、就労を希望する障がいのある人への支援がより一層必要となります。

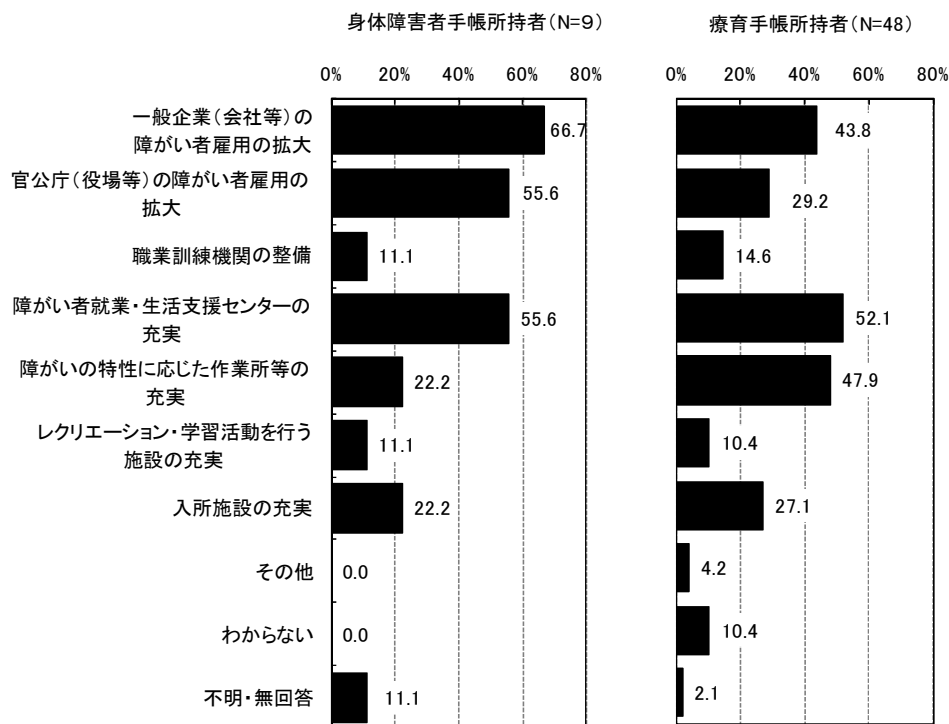
本町では、職業能力向上のための訓練を実施していますが、就職につなげる支援を実施する事業所が町内にないため、就職機会が不足している状況です。

また、アンケートによると、学校卒業後の進路に関する希望について、身体障害者手帳所持者は「一般企業（会社等）の障がい者雇用の拡大」、療育手帳所持者は「障がい者就業・生活支援センターの充実」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「一般企業（会社等）の障がい者雇用の拡大」「官公庁（役場等）の障がい者雇用の拡大」がそれぞれ高くなっており、一般企業等で就業できる環境が求められています。

障がいのある人の自立や就労機会の拡大を図るため、進路指導体制の充実、就労への不安解消、意欲・能力の向上に向け、関係機関の連携により一人ひとりに応じたきめ細かい相談・支援体制の整備が重要です。

■学校卒業後の進路に関する希望

※N=対象者数



資料：東郷町障がい者計画・障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査（平成23年）

施策の方向

障害者自立支援法に基づき、障がいの種類、程度等に応じた職業指導、職業訓練等を実施し、障がいのある人が適性や能力に応じて、就労し職場定着できるよう、支援の充実を図ります。

No.	事業	方針	担当課	
1	就労移行支援	○就労希望者を対象に、一定期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業を引き続き支援します。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		就労移行支援事業 利用日数/月	18日	420日



(2) 就労の場の拡充

現状・課題

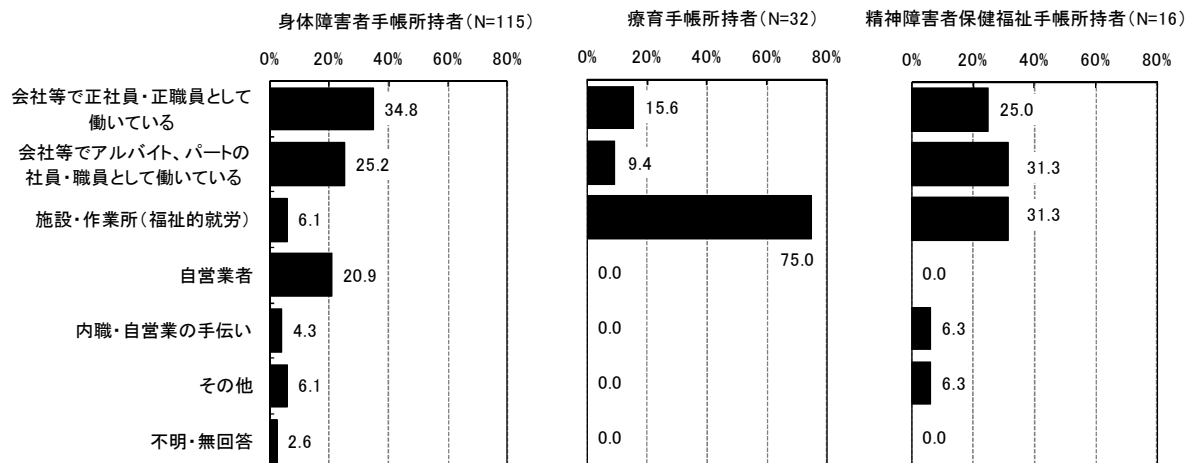
障害者自立支援法に基づき、就労に関する事業が展開される中、障がいのため一般就労が困難な人に対しては、地域活動支援センターや就労継続支援事業所等の就労の場の確保とともに、社会的自立に向けた支援事業の充実が重要となっています。

アンケートによると、働いている場所について、身体障害者手帳所持者は「会社等で正社員・正職員として働いている」、療育手帳所持者は「施設・作業所（福祉的就労）」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「会社等でアルバイト、パートの社員・職員として働いている」「施設・作業所（福祉的就労）」がそれぞれ最も高くなっています。

障がいのある人がいきいきと働くことができるような社会の実現を目指すためにも、障がいのある人自身の職業能力を高めるとともに、障がいのある人の適性と能力に応じた多様な就労の場を確保するなど、働きやすい環境づくりに努める必要があります。

■どこで働いているか

※N=対象者数



資料：東郷町障がい者計画・障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査（平成23年）

施策の方向

就労機会の拡充を促進するとともに、地域活動支援センター等、創作活動や生産活動等の場の拡大を図り、障がいのある人が自己実現できるよう支援します。

No.	事業	方針	担当課	
1	就労継続支援 ¹²	○一般企業等に雇用されることが困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業を、引き続き支援します。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		就労継続支援事業 利用延べ日数/月	A型 44日 B型 396日	A型 225日 B型 560日
2	地域活動支援センター	○就労活動を目的にした地域活動支援センターは、就労系サービスへの移行を推奨しながらも、引き続き、事業実施の安定化を支援します。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		地域活動支援センター事業 利用延べ日数/月	44日	110日

¹² 就労継続支援（A／B型）

一般企業への就職が困難な障がいのある人に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練等の障害福祉サービスを供与することを目的としている。事業の形態にはA型、B型二種類あり、「A型」は障がいのある人と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障するしくみの“雇用型”。「B型」は契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける“非雇用型”となっている。

(3) 雇用の促進

現状・課題

就労は、自立生活を営むための手段であるとともに、社会参加、社会貢献の促進や本人の生きがいづくりにつながることから、障がいのある人が地域で自立して生活していく上で、就労の場の確保は非常に重要となります。

アンケートによると、町内の会社や事業所において、障がいのある人を「現在、雇用している」が22.0%、「過去に雇用していたが、現在は雇用していない」が8.1%となっています。

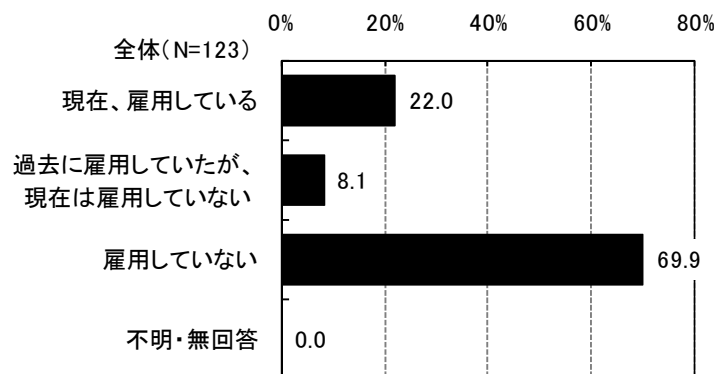
また、就労するにあたっての必要な支援について、どの障害者手帳所持者も「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」が最も高くなっており、理解を促進する必要があります。

等級別では、療育手帳のC判定では「就業訓練、就労のあっせん、相談等ができる場が整っていること」がやや高くなっています。

短時間労働者の障がい者雇用率対象者の適用のほか、一般民間企業においても、ハローワークとの連携により啓発と理解を進め、障がいのある人の雇用を促進する体制の充実が求められています。

■現在の障がい者の雇用（商工会アンケート）

※N=対象者数



資料：東郷町障がい者計画・障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査（平成23年）

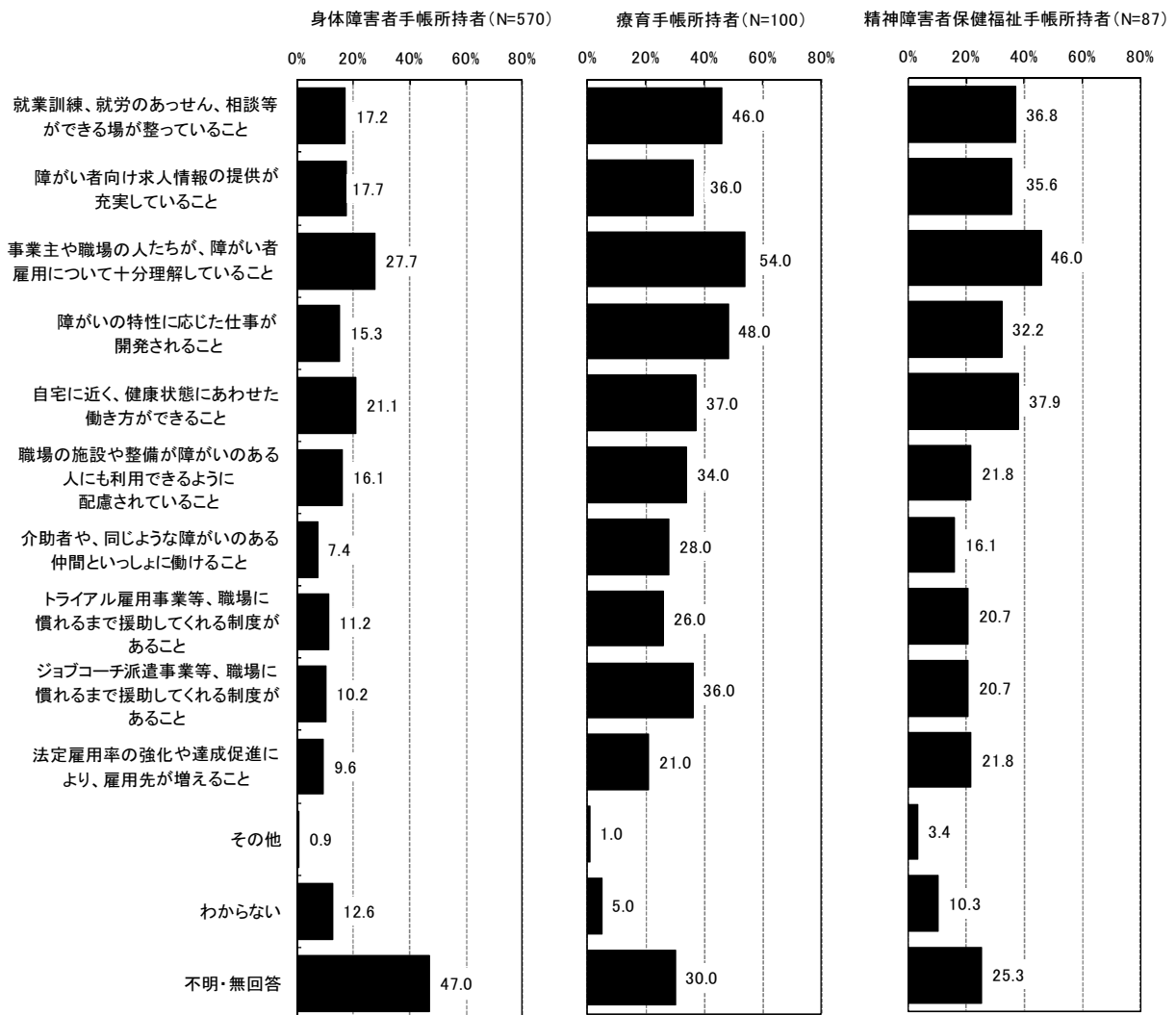
第1部 第3次東郷町障がい者計画

第4章 施策の方向と実施目標

基本目標2 障がいのある人がそれぞれの能力を発揮できる就労への支援

■障がいのある人が就労するために必要だと思う支援

※N=対象者数



資料：東郷町障がい者計画・障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査（平成23年）

第1部 第3次東郷町障がい者計画

第4章 施策の方向と実施目標

基本目標2 障がいのある人がそれぞれの能力を発揮できる就労への支援

■障がいのある人が就労するために必要だと思う支援（障害者手帳等級別） ※N=対象者数 単位：%

	就業訓練、就労のあつせん、相談等ができる場が整っていること	障がい者向け情報が提供されていること	事業主や職場の人が、障がい者雇用について十分理解していること	障がいの特性に合わせた仕事が開発されること	自宅近く、健康状態にあわせた働き方ができること	職場の設備や整備が障がいのある人にも利用できるように配慮されていること	介助者や、同じような障がいのある仲間と、いっしょに働けること
身体障害者手帳等級別							
1級(N=166)	14.5	18.7	24.7	12.7	22.3	12.7	6.6
2級(N=94)	14.9	19.1	20.2	14.9	14.9	12.8	6.4
3級(N=115)	24.3	20.9	38.3	20.9	28.7	25.2	8.7
4級(N=136)	15.4	14.7	26.5	15.4	16.9	15.4	6.6
5級(N=31)	19.4	12.9	29.0	9.7	19.4	12.9	3.2
6級(N=22)	22.7	18.2	31.8	18.2	27.3	22.7	22.7
療育手帳等級別							
A(N=47)	44.7	36.2	48.9	42.6	34.0	36.2	31.9
B(N=26)	38.5	34.6	61.5	53.8	42.3	38.5	26.9
C(N=27)	55.6	37.0	55.6	51.9	37.0	25.9	22.2
精神障害者保健福祉手帳等級別							
1級(N=6)	-	-	-	-	-	-	-
2級(N=45)	37.8	35.6	42.2	33.3	35.6	28.9	13.3
3級(N=35)	42.9	42.9	57.1	37.1	48.6	17.1	22.9

単位：%

	トライアル雇用事業等、職場に慣れるまで援助してくれる制度があること	ジョブコーチ派遣事業等、職場に慣れるまで援助してくれる制度があること	法定雇用率の強化や達成促進により、雇用先が増えること	その他	わからない	不明・無回答
身体障害者手帳等級別						
1級(N=166)	7.8	7.2	6.6	1.2	16.9	46.4
2級(N=94)	8.5	11.7	11.7	1.1	12.8	50.0
3級(N=115)	13.0	11.3	11.3	-	6.1	40.0
4級(N=136)	12.5	10.3	8.8	0.7	12.5	52.2
5級(N=31)	16.1	12.9	12.9	3.2	12.9	48.4
6級(N=22)	22.7	18.2	18.2	-	18.2	36.4
療育手帳等級別						
A(N=47)	21.3	31.9	14.9	-	4.3	36.2
B(N=26)	34.6	38.5	23.1	3.8	7.7	23.1
C(N=27)	25.9	40.7	29.6	-	3.7	25.9
精神障害者保健福祉手帳等級別						
1級(N=6)	-	-	-	-	16.7	83.3
2級(N=45)	20.0	17.8	24.4	2.2	8.9	28.9
3級(N=35)	25.7	28.6	20.0	5.7	11.4	11.4

資料：東郷町障がい者計画・障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査（平成23年）

施策の方向

ハローワーク等と連携しながら、一般企業や町職員、その他関係団体において障がいのある人の雇用を促進します。

No.	事業	方針	担当課	
1	町職員の障がい者雇用	○短時間雇用等幅広い雇用形態も検討に加え、法定雇用率の達成に努めます。	人事秘書課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		町職員の障がい者雇用率	1.36% (H23.6.1現在)	2.1% (法定雇用率)
2	障がい者雇用の促進と就業支援	○就職希望者に対し、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等の関係機関との連携により、引き続き就労を支援します。		
		○民間事業所に対し、障がい者雇用に関わる各種制度（助成制度、ジョブコーチ制度 ¹³ 、トライアル雇用 ¹⁴ ）の活用により、安定した就業の確保を支援します。		
		指標	現状（H22）	目標（H26）
	関係機関との連携	実施	充実	

¹³ ジョブコーチ制度

障がいのある人、事業主及びその家族に対して障がいのある人の職場適応に関するきめ細かな支援を実施することにより、職場適応を図り、雇用の促進及び職業の安定に資することを目的とする。事業所の上司や同僚による支援（ナチュラルサポート）にスムーズに移行していくことを目指している。

¹⁴ トライアル雇用

対象労働者を短期間雇用し、その間に、事業主と対象労働者との間で、業務遂行に当たっての適性や能力等を見極め、相互に理解を深めることで、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図る。

基本目標 3 自立した生活を応援するサービスの充実

(1) 保健・医療・福祉の連携

現状・課題

適切な福祉サービスを受けることは、障がいのある人が地域で自立した生活を送るために不可欠なことであり、住み慣れた地域で生活したいという意向の高まりを背景に、広域的な関係機関との連携のもと、ニーズに合った保健・医療サービス、福祉サービス体制の充実に努めていくことが重要となっています。

障がいの種類や程度、家庭環境等に応じて、適切なサービスを効果的に受けられるよう、保健・医療・福祉の一体的・総合的なサービス提供の仕組みを整備していく必要があります。

施策の方向

保健・医療・福祉の様々な事業やサービスの円滑な情報提供に努めるとともに、関係機関と連携しながら、各種サービスを総合的に調整・提供できるよう体制を整備します。

No.	事業	方針		担当課
1	連携による総合的な保健・医療・福祉サービスの体制	○保健・医療・福祉のそれぞれの分野の関係者が、サービス調整・情報交換等を実施できる個別支援会議を開催し、連絡を密にし、各サービスが連携して提供されるよう支援します。		福祉課 健康課 保険医療課 社会福祉協議会 子育て支援課 学校教育課
		○関係機関で構成する協議会で、困難ケースの処遇や連携を推進します。		
		指標	現状（H22）	目標（H26）
	障がい者相談支援センターによる体制強化・充実	-	充実	

※社会福祉協議会は、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行うなど、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。行政機関ではありませんが、障がい者福祉をはじめとする地域の福祉向上を図るために、重要な役割を担う組織であることから、担当課欄に表示しました。以下、同様とします。



(2) 相談体制の充実

現状・課題

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らし、必要なサービスを選択・決定・利用しながら自立と社会参加を実現していくためには、必要な情報が得られる環境づくりが重要です。そのため、情報提供体制の充実や身近な地域で生活全般にわたる相談ができ、適切な支援へとつなげていく相談体制の確立が重要となっています。

平成22年12月の障害者自立支援法の改正により、障がいのある人の相談を総合的に行う「基幹相談支援センター」の設置や、重度障がい者等に限定されていた支給決定前のサービス等利用計画作成の対象者が拡大されるなど、相談支援やサービス利用に関する体制が強化されています。

本町では、東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル」を平成23年10月に開設し、障がいのある人の相談体制が整備されつつあります。

アンケートによると、悩んでいることの相談相手について、3障がいの手帳所持者いずれも「家族・親戚」が高く、次いで「医療機関（病院や診療所等）」が高い割合となっていることから、相談窓口とこれらの機関との連携を強化することが必要です。

関係機関等との連携を図り、総合的な支援体制のもと、質の高い相談機能の充実が求められています。

■悩んでいることを相談する相手

※N=対象者数



資料：東郷町障がい者計画・障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査（平成23年）

施策の方向

関係機関との連携を強化し、障がいのある人が身近な地域において相談が受けられる体制の整備を進めます。

No.	事業	方針	担当課						
1	障害者手帳の交付	○各種障害福祉サービスを受けやすくするため、障害者手帳を交付するとともに、障害者手帳取得の相談・指導を行います。	福祉課						
		○手帳交付時に各種サービスの説明と申請手続きを行います。							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状（H22）</th> <th>目標（H26）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手帳交付における支援</td> <td>実施</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>		指標	現状（H22）	目標（H26）	手帳交付における支援	実施	継続
指標	現状（H22）	目標（H26）							
手帳交付における支援	実施	継続							
2	相談体制の充実（基幹相談支援センターの設置）	○東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル」を基幹相談支援センターとして位置付け、すべての障がいの相談支援に関する業務を総合的に行います。	福祉課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状（H22）</th> <th>目標（H26）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務体制の充実</td> <td>H24 新規事業</td> <td>充実</td> </tr> </tbody> </table>		指標	現状（H22）	目標（H26）	業務体制の充実	H24 新規事業	充実
		指標		現状（H22）	目標（H26）				
業務体制の充実	H24 新規事業	充実							
3	相談員による障がい別相談	○身体障がい者相談員や知的障がい者相談員を周知し、障がいのある人が安心して相談することができる体制を確保します。	福祉課						
		○精神障がいに関しては、保健所や専門的な相談機関との連携を強化します。							
		○相談員の研修事業等の実施に取り組みます。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状（H22）</th> <th>目標（H26）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談員の人数</td> <td>2人</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状（H22）	目標（H26）	相談員の人数	2人	継続			
指標	現状（H22）	目標（H26）							
相談員の人数	2人	継続							
4	難病相談	○保健所で実施する専門医による医療相談の実施や、訪問相談、電話相談等について周知し、難病患者の療養や生活の支援を行います。	福祉課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状（H22）</th> <th>目標（H26）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>97件</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>		指標	現状（H22）	目標（H26）	相談件数	97件	継続
		指標		現状（H22）	目標（H26）				
相談件数	97件	継続							
5	精神保健福祉相談	○精神障がい者に対し、各種関係機関において、こころの健康、社会復帰、福祉制度等について相談を行います。	福祉課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状（H22）</th> <th>目標（H26）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		指標	現状（H22）	目標（H26）	相談件数		
		指標		現状（H22）	目標（H26）				
相談件数									
<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸保健所 ・地域活動支援センター柏葉 ・東郷町 ・東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル」 	332件 890件 16件 ー	充実							

第1部 第3次東郷町障がい者計画

第4章 施策の方向と実施目標

基本目標3 自立した生活を応援するサービスの充実

No.	事業	方針	担当課	
6	家族懇談会	○保健所で実施する精神障がい者の家族への学習会・意見交換会について周知し、家族の精神面の支援を行います。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		参加延べ人数	56人	継続
7	計画相談支援・障害児相談支援	○障がいのある人の心身の状態に応じた、きめ細やかなサービスを提供するため、指定特定相談支援事業者による福祉サービス利用者の支給決定の参考とするサービス等利用計画の作成を行うとともに、障がいのある子どもに対する相談支援の充実を図ります。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		サービス等利用計画の作成件数	H24 新規事業	108人
8	地域相談支援	○施設や病院に長期入所等をしていた障がいのある人の地域生活を支援するため、居住の確保や新生活の準備の支援を実施するとともに、一人で暮らしている障がいのある人についての、夜間等も含む緊急時の支援体制を充実します。		
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		地域相談支援事業者数	H24 新規事業	1事業者

(3) ホームヘルパー等による訪問系サービス

現状・課題

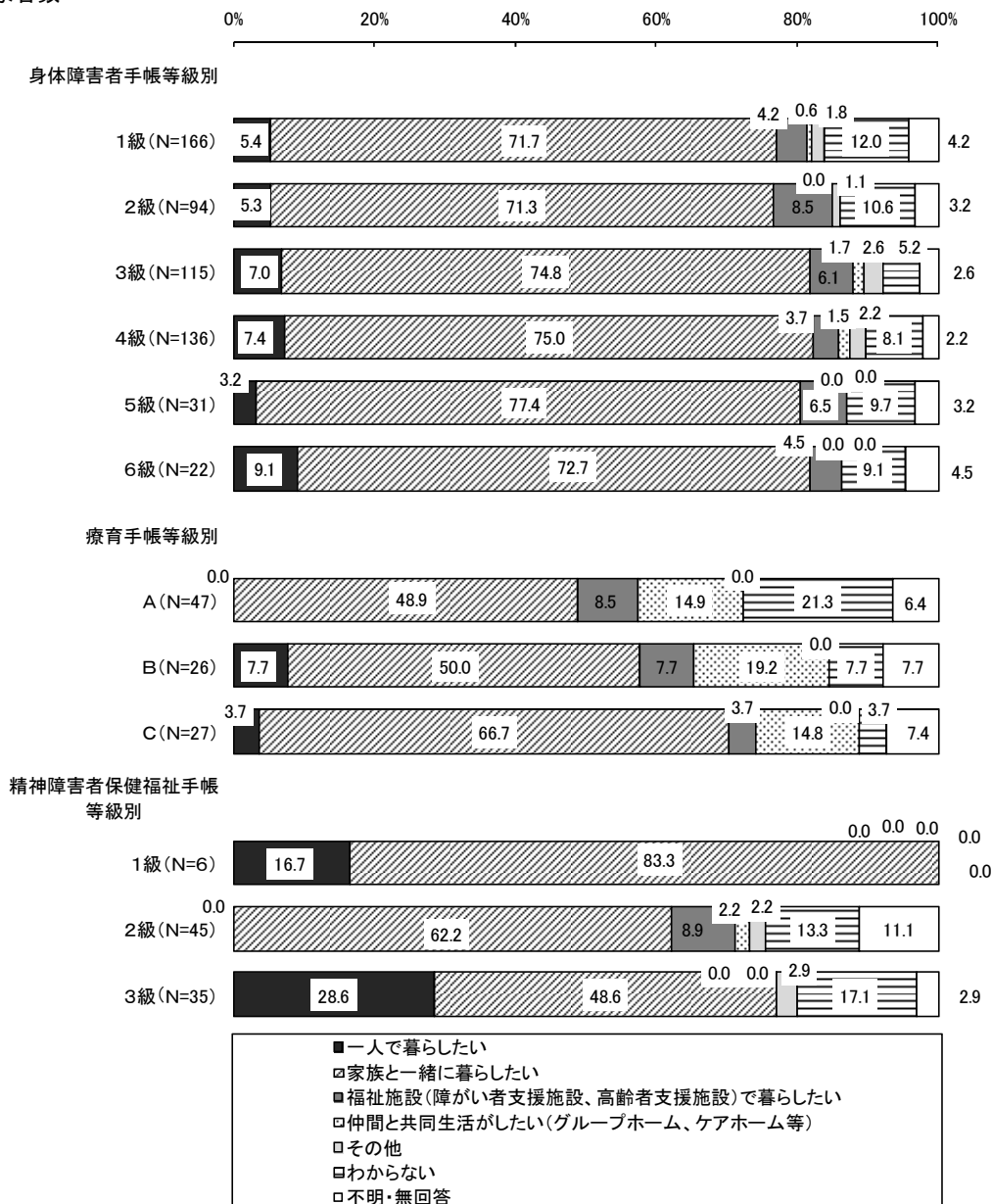
障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活していくためにも、訪問系サービスの充実は重要性が高くなっています。

アンケートによると、今後の暮らしの希望の形態について、いずれの等級も「家族と一緒に暮らしたい」が多くなっています。また、「一人で暮らしたい」において、療育手帳では、Bが7.7%、精神障害者保健福祉手帳では、1級が16.7%、3級が28.6%と高くなる傾向にあります。

障がい者の地域への生活を望む声が多いことから、各障がいの特性に応じた在宅を支援するサービスの提供が必要となります。

■今後の暮らしの希望の形態（障害者手帳等級別）

※N=対象者数

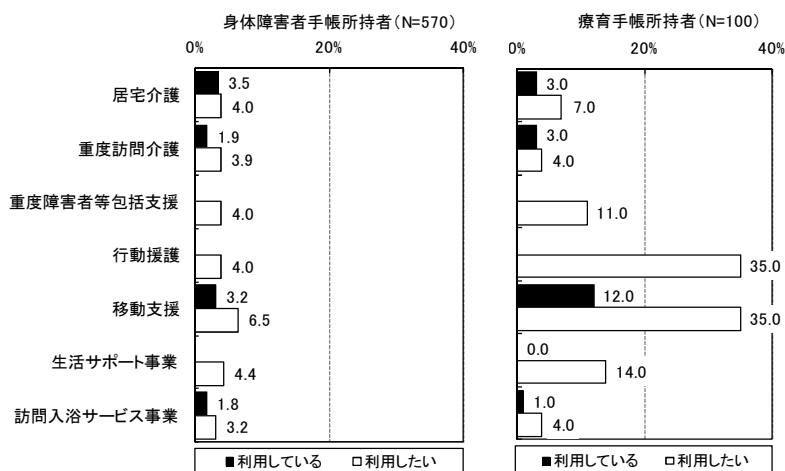


資料：東郷町障がい者計画・障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査（平成23年）

アンケートによると、身体障害者手帳所持者は「居宅介護」、療育手帳所持者は「移動支援」の利用がそれぞれ高くなっています。また、利用意向について、身体障害者手帳所持者は「移動支援」が高く、療育手帳所持者は「行動援護」、「移動支援」がそれぞれ高くなっています。

■サービスの利用状況、利用意向

※N=対象者数



資料：東郷町障がい者計画・障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査（平成23年）

施策の方向

地域で生活する障がいのある人が、必要に応じて利用できるよう居宅介護、重度訪問介護等のサービス提供体制の充実を図るとともに、サービスの質の向上が図られるよう、各種事業を支援します。

No.	事業	方針	担当課	
1	居宅介護	○居宅における入浴、排泄等の身体介護や、居室の清掃や食事の準備等の家事援助を提供する事業所を支援します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		利用延べ時間/月	152 時間	252 時間
2	重度訪問介護	○重度の肢体不自由で、常時介護を要する方に対し、居宅における入浴、排泄、食事の介護等から、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供する事業所を支援します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		利用延べ時間/月	166 時間	181 時間
3	重度障害者等包括支援	○介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護をはじめとする、複数の福祉サービスを包括的に提供する事業所を支援します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		利用延べ時間/月	0 時間	必要に応じ提供

No.	事業	方針	担当課	
4	同行援護	○重度の視覚障がいがある人に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄・食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を行う事業所を支援します。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		利用延べ時間/月	H23 実施開始	50 時間
5	行動援護	○知的又は精神の障がいにより、行動上著しい困難がある方で常時介護を必要とする方に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護等、サービスを提供する事業所を支援します。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		利用延べ時間/月	0 時間	必要に応じ提供
6	移動支援	○屋外での移動が困難な障がいのある人や障がいのある子どもの社会参加を促進するため、外出時の円滑な移動を支援する事業所を支援します。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		利用延べ時間/月	166 時間	189 時間
7	生活サポート	○障害者手帳申請中で、居宅介護の利用ができない障がいのある人に対し、支給が決定されるまでの間、ホームヘルパーを派遣し、事業所を支援します。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		利用延べ時間/月	1.2 時間	3 時間
8	訪問入浴サービス	○居宅での生活を支援するため、身体障がい者の居宅を訪問し、移動入浴車による入浴サービスを提供する事業所を支援します。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		訪問入浴延べ回数/月	0.5 回	16 回

(4) 身体機能の維持や創作活動等を提供するサービス

現状・課題

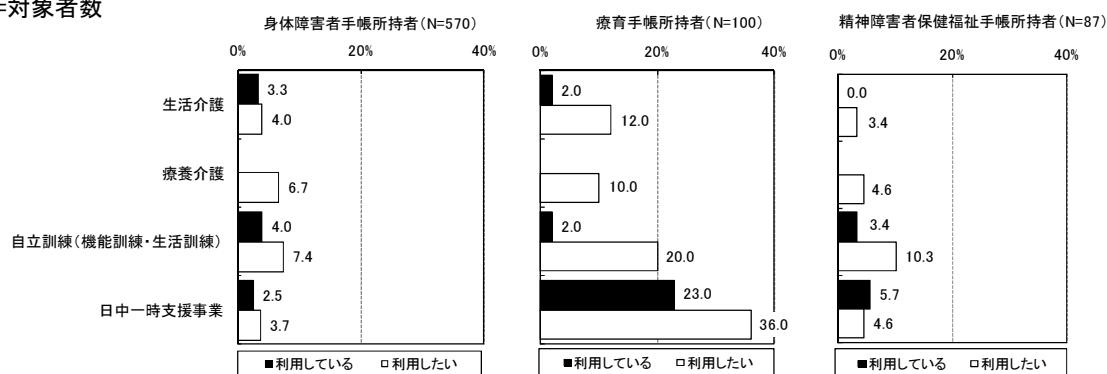
障がいのある人の自立支援と生きがいづくり、生活や機能の維持・改善を行うための、生活機能訓練、創作的活動等が重要です。

アンケートによると、利用意向について、身体障害者手帳所持者は「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、療育手帳所持者は「日中一時支援事業」、精神障害者手帳所持者は「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」がそれぞれ高くなっています。

利用者のニーズに対応したサービス提供体制の整備が求められます。

■サービスの利用状況、利用意向

※N=対象者数



資料：東郷町障がい者計画・障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査（平成23年）

施策の方向

障がいのある人が生活・機能訓練等を受ける自立訓練や、介護を受けながら日中を過ごすことができるデイサービス（生活介護）事業等のサービス提供体制の拡充を支援するとともに、サービスの質の向上が図られるよう、各種事業を支援します。

No.	事業	方針	担当課	
1	生活介護	○常時介護を必要とする方に対し、主に昼間、障がい者支援施設等で入浴、排泄、食事の介護や、創作活動又は生産活動の機会の提供等のサービスを提供する事業所を支援します。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		利用延べ日数/月	352日	495日
2	療養介護	○医療を要する障がいのある人で、常時介護を要する方に対し、主に昼間、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供する事業所を支援します。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		サービス提供の実施	0日	必要に応じ提供

No.	事業	方針	担当課	
3	自立訓練	○自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために、必要な訓練を提供する事業所を支援します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		機能訓練 生活訓練	0日 0日	22日 10日
4	地域活動支援センター (再掲)	○創作的な活動や生産活動、社会との交流促進等、多様な活動の場の提供と、事業実施の安定を支援する事業所を支援します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		利用延べ利用者数/月	44人	110人
5	日中一時支援 (タイムケア)	○小学生以上の障がいのある子ども又は知的障がいのある人を、放課後又は休日に一時的に預かり、活動の場、見守り、社会に適応するための日常的な訓練、創作活動を提供する事業所を支援します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		タイムケア 利用延べ回数/月	128回	350回
6	児童発達支援事業	○障がいのある子どもに対して、障がい種別による区分を一元化し、児童福祉法に基づいた、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを提供する事業所を支援します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		サービス提供の実施	H24 新規事業	実施
7	放課後等デイサービス	○通学中の障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する事業所を支援します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		サービス提供の実施	H24 新規事業	実施

(5) 一時的に障がいのある人を預かり介護負担を軽減するサービス

現状・課題

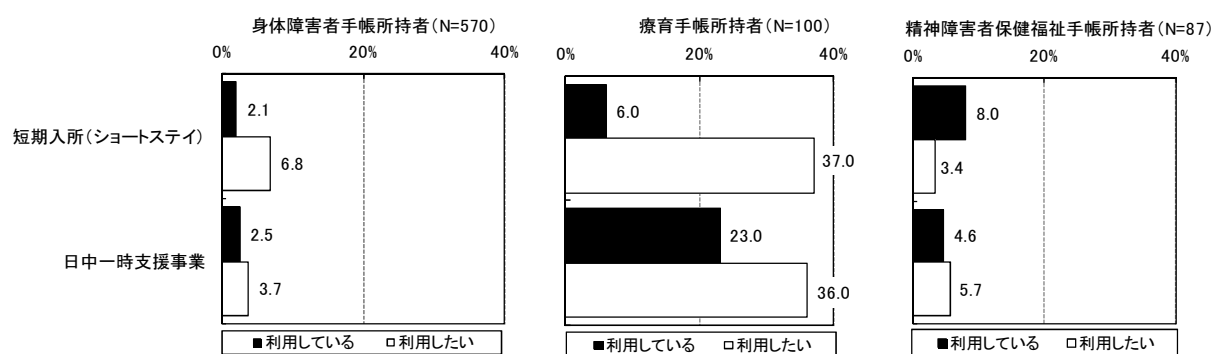
障がいのある人の家族の介護負担を軽減するため、一時的に介護が困難な時や、家族の休息や外出のときに、短期間、施設での介護を実施し支援しています。

アンケートによると、短期入所（ショートステイ）を利用している割合は、身体障害者手帳所持者は2.1%、療育手帳所持者は6.0%、精神障害者手帳所持者8.0%となっています。

また、利用したいサービスにおいては、療育手帳所持者の短期入所（ショートステイ）の割合が37.0%と高くなっています。

■サービスの利用状況、利用意向

※N=対象者数



資料：東郷町障がい者計画・障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査（平成23年）

施策の方向

障がいのある人の家族の介護負担を軽減し、障がいのある人が継続して地域で暮らせるようにするとともに、サービス提供体制の拡充が図られるよう下記の事業を支援します。

No.	事業	方針	担当課	
1	短期入所(ショートステイ)	○介護者が病気の場合、介護負担を軽減するため等の理由で、短期間の入所が必要な方を対象に、入浴、排泄、食事の介助等のサービスを提供する事業所を支援します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		利用延べ日数/月	41日	52日
2	日中一時支援 (日中ショート)	○保護者が不在の時や、家族の休息のため、日帰りで障がいのある子ども、又は知的障がいのある人を日中預かり、サービスを提供する事業所を支援します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		利用延べ回数/月	7回	11回

(6) 障がいのある人の居住環境を提供するサービス

現状・課題

障がいのある人の能力に応じて、地域生活を継続することができる居住環境の確保や、公的サービス等の充実が求められています。

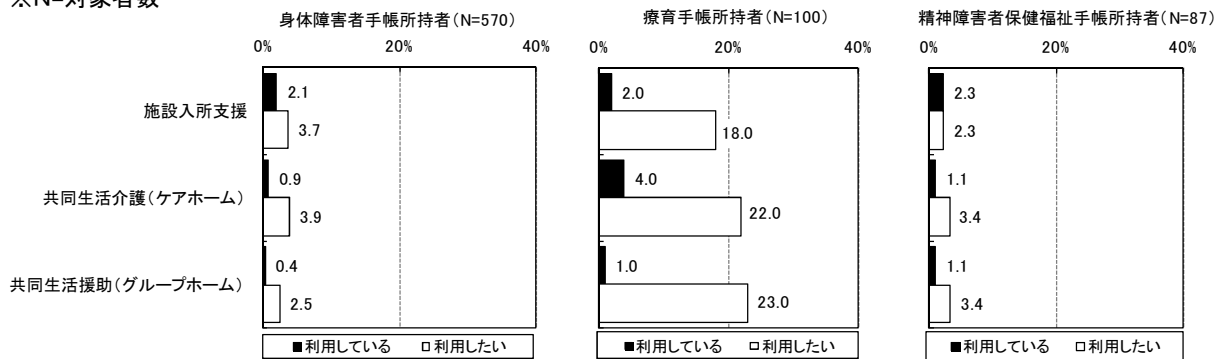
本町では、共同生活援助（グループホーム）が2事業所、共同生活介護（ケアホーム）が3事業所あり、比較的サービス提供体制が充実しています。今後も、利用者のニーズに応じたサービスの提供を行うことが重要です。

アンケートによると、身体障害者手帳所持者、精神障害者手帳所持者は「施設入所支援」、療育手帳所持者は「共同生活介護（ケアホーム）」を利用している割合がそれぞれ高くなっています。

また、利用意向では、特に療育手帳所持者で「共同生活援助（グループホーム）」が高くなっています。

■サービスの利用状況、利用意向

※N=対象者数



資料：東郷町障がい者計画・障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査（平成23年）

施策の方向

自立した生活と日常生活の援助が受けられるよう、利用者の意向に沿った施設・居住の利用を支援します。

No.	事業	方針	担当課
1	施設入所支援	○施設入所者に対して主に夜間に、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供する事業所を支援します。	福祉課
		指標	現状（H22） 目標（H26）
		実利用人数	8人 7人
2	共同生活介護	○共同生活を営む住居において、主に夜間に、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供する事業所を支援します。	福祉課
		指標	現状（H22） 目標（H26）
		実利用人数	4人 10人

第1部 第3次東郷町障がい者計画

第4章 施策の方向と実施目標

基本目標3 自立した生活を応援するサービスの充実

No.	事業	方針	担当課	
3	共同生活援助	○共同生活を営む住居において、主に夜間に、相談 その他日常生活の援助等のサービスを提供する 事業所を支援します。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		実利用人数	4人	6人
4	障害児入所支援	○発達障がいを含む障がいのある子どもに対し、虐 待を受けた場合の保護や、日常生活の指導、独立 自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		事業の推進	H24 新規事業	充実



(7) 自立を支えるサービスの充実

現状・課題

障がいのある人の自立した生活を支援するためには、障害者自立支援法に基づくサービスのほか、その他様々なサービスを町や県等が独自に提供しています。今後のサービス利用の増大を見込んで、障がいのある人一人ひとりのニーズと実情に即したサービスを提供する必要があります。

施策の方向

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある人の日常生活を支援するサービスとして、各種事業を推進します。

No.	事業	方針	担当課	
1	寝具洗濯乾燥サービス	○重度の身体障がい者や難病の人が、衛生的で安らかな生活を送れるよう、継続的にサービスを実施します。	長寿介護課 福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		利用延べ人数	3人	6人
2	理髪サービス	○重度の身体障がい者が、衛生的な生活を送れるよう、継続的にサービスを実施します。	長寿介護課 福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		利用延べ人数	43人	50人
3	家族介護支援事業(紙おむつの給付)	○重度の心身障がい者等を介護する家族の経済的負担が軽減されるよう、継続的にサービスを実施します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		利用延べ人数	1,065人	1,200人
4	緊急通報システム	○ひとり暮らしの重度身体障がい者の日常生活での不安を少なくするために、今後も計画的に緊急通報システムの設置を行います。	長寿介護課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		利用人数	0人	2人
5	難病患者と家族の集い	○保健所で、パーキンソン病患者、膠原病患者、炎症性腸疾患患者等の各家族の集いを実施し、日常生活の工夫や介護方法について情報交換することにより、参加者がより積極的な療養生活や社会生活が営めるよう、周知を図ります。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		参加延べ人数	1,067人	充実

第1部 第3次東郷町障がい者計画

第4章 施策の方向と実施目標

基本目標3 自立した生活を応援するサービスの充実

No.	事業	方針	担当課	
6	NHK受信料の免除	○障がいのある人がいる低所得者世帯や、世帯主が重度の障がいがある場合に適用されるNHK受信料の免除について、周知を図ります。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		新規申請件数	24件	継続
7	障がい児サマースクール	○学校の休暇中に知的障がいや身体障がいのある児童生徒に対し、学生ボランティアとの交流により社会性を身につけてもらうなど、休暇明けに、スムーズに学校生活に移行できるよう支援します。	社会福祉協議会	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		夏休み中の3日間の実施	延べ36人	継続
8	補装具の交付	○身体に障がいがある人の身体機能を補完するため、車いす、補助機器等の補装具の交付・修理を行います。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		交付延べ件数	53件	継続
9	日常生活用具の給付	○在宅で生活する身体障がい又は知的障がいのある人の日常生活が、より円滑に送ることができるよう、福祉用具の給付・住宅改修を行います。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		交付延べ件数（ストマ以外） （ストマのみ）	11件 354件	27件 402件
10	福祉機器等の貸与	○福祉センター、イーストプラザいこまい館、町民会館、総合体育館において、車いすの貸与（2週間以内で延長可）を行います。	社会福祉協議会	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		車いすの貸し出し	89件	109件

(8) 地域で生活するための居住の場づくり

現状・課題

障がいのある人が地域で安心して生活するために、地域生活を支える基盤である居住環境の整備や、バリアフリー化の推進が重要です。

また、障がいのある人が地域社会の中で自立した生活を営むことができるよう、グループホーム、ケアホームの整備を図る必要があります。

施策の方向

障がいのある人が、住み慣れた地域で一人ひとりのニーズに合った生活ができるように、居住環境の整備や、グループホームやケアホームの共同生活の場を整備し、サービスの提供を促進します。また、障がいのある人が引き続き地域で生活できるよう、日常生活を支援するサービスの提供を行います。

No.	事業	方針	担当課	
1	住宅改修費の助成	○在宅で日常生活を送るに当たり、著しく支障がある住宅の改修に関する情報の提供や、その改修を行うための相談に応じ、介護保険制度を利用した改修費の助成を行います。	長寿介護課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		住宅改修件数 (介護保険)	136件	充実
2	重度身体障がい者等住宅改善費の助成	○日常生活用具の給付事業では対象とならない視覚障がいがある人に対し、自宅で日常生活を営むために著しく支障がある段差等、住環境を改善するための本町独自の補助制度として、改修費の助成を行います。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		住宅改修件数	0件	継続
3	グループホーム・ケアホームへの支援	○障がいのある人が地域で共同生活を営む拠点となるグループホーム・ケアホームの家賃補助を行います。	福祉課	
		○グループホーム・ケアホームに関する相談や、国・県が実施する各種補助事業の案内等、より安定した事業運営が行えるよう支援します。		
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
	特定障害者特別給付費の支給対象者 (家賃補助対象分)	H23 実施開始	16件	

(9) 生活を支える経済的支援の充実

現状・課題

障がいのある人にとって安定した生活を実現し、社会参加と自立を促進するためには、経済的な保障が必要となる場合があります。そうした保障は、障がいのある人本人の生活基盤を固める一方、介助者である家族への支援にもつながります。

今後も、国の動向等を考慮しながら各種制度の周知と利用促進を図り、障がいのある人や家族等の経済的負担の軽減に努める必要があります。

施策の方向

各種手当、制度を必要とする人が適切に利用できるように、各種制度の周知・啓発に努め、利用の促進を図ります。

No.	事業	方針	担当課	
1	国民年金加入・受給促進	○国民年金制度の加入の必要性や障害基礎年金の受給の促進について、町ホームページや広報及び担当窓口や電話での問い合わせ等の機会に、周知を図ります。	保険医療課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		周知・啓発の推進	実施	充実
2	心身障害者扶助料	○心身障がい者や精神障がい者（手帳所持者）の生活の安定に寄与するため、心身障害者扶助料を支給します。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		心身障害者扶助料の支給	継続	継続
3	在日外国人重度障害者福祉給付金	○障害基礎年金を受けられない外国籍の重度障がい者に対して、生活の安定に寄与するため、手当を支給します。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		手当の支給	利用実績なし	継続
4	特別障害者手当等	○介護を必要とする重度障がい者（児）に対し、手当を支給します。	福祉課	
		○愛知県の指導のもと、引き続き手当の対象となる人に対して申請案内等の周知を行うとともに、手当の支給に関する事務を行います。		
		指標	現状（H22）	目標（H26）
	手当の支給	37人	必要に応じ提供	

No.	事業	方針	担当課	
5	愛知県在宅重度障害者手当	○在宅の重度障がい者に対し、手当を支給します。 ○愛知県の指導のもと、引き続き手当の対象となる人に対して申請案内等の周知を行うとともに、手当の支給に関する事務を行います。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		手当の支給	341人	必要に応じ提供
6	心身障害者扶養共済	○心身障がい者（児）の扶養義務者が掛け金を拠出し、障がいのある人へ年金を支給します。 ○障がいのある人の保護者に対して、今後も制度の周知について取り組みます。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		扶養共済加入者数	16人	必要に応じ提供
7	特別障害給付金の受給促進	○年金事務所との連携のもと制度の周知に努めます。	保険医療課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		受給者数	1人	必要に応じ提供
8	特別児童扶養手当の支給	○障がいのある子どもの親等に対し、手当を支給します。 ○愛知県の指導のもと、引き続き手当の対象となる人に対して申請案内等の周知を行うとともに、手当の支給に関する事務を行います。	福祉課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		手当の支給	52人	必要に応じ提供

基本目標 4 安心してすこやかに暮らす保健・医療の充実

(1) 母子保健の充実

現状・課題

障がいを早期に発見し、適切な治療につなげるため、今後もより一層、妊婦健康診査等の受診を住民へ促す必要があります。また、障がいの発生は、先天的なものと事故等による後天的なものがあり、障がいの発生予防は、その両面から幅広く取り組んでいく必要があります。

施策の方向

妊婦健康診査、健康相談等の充実に取り組み、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な医療を早期に受けることで安全な出産（分娩）を迎えられるよう、環境の整備に取り組みます。また、関係機関との連携を図り、障がいの早期発見・早期療育への一貫した相談支援体制の強化を図ります。

No.	事業	方針	担当課	
1	妊婦健康診査	○妊婦の母体異常の早期発見・早期治療を進めるため、妊婦健康診査を実施します。	健康課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		10回目の受診率	95.0%	100.0%
2	妊産婦・乳幼児訪問指導	○妊娠中の生活、トラブルの予防についての情報を提供するとともに、乳幼児の発育状況を把握し、異常を早期に発見するなど、安心して子育てができるように訪問指導を行います。	健康課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		新生児訪問率	92.2%	100.0%
3	乳幼児健康診査等	○疾病又は異常の早期発見と予防、健全な発育発達を促すため、4か月児・1歳6か月児・2歳児歯科検診、3歳児健診に加え、新たにすくすく発達相談（5歳児アンケート）を行います。	健康課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		すくすく発達相談（5歳児アンケート）	未実施	充実



(2) 身体とこころの健康を維持するための支援

現状・課題

社会において自立した生活を送るためには、心身の健康が保たれていることが大切です。そのためには、障がいの発生を未然に防ぐとともに、障がいの原因となる高血圧や心臓病等の循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防、また、疾病の早期発見や重症化の予防を行うことが重要です。

また、これまでの健康診査等による疾病の早期発見・早期治療を重視する「二次予防」に加え、健康的な生活習慣を確立し、疾病の発生そのものを予防する「一次予防」に重点を置いた施策の推進が必要になります。

施策の方向

幼児期から高齢者までを含めた健康の維持・増進を目指す健康づくりの意識の啓発を充実・強化していきます。また、健診体制を強化し、障がいのある人の健康づくりを進めるとともに、障がいの発生を予防する「一次予防」にも重点を置き、事業を推進します。

No.	事業	方針	担当課	
1	健康診査	○生活習慣病等の早期発見のため、また、受診者の健康に対する意識を向上し、生活習慣全般にわたる自己管理ができるようにするため、特定健診・がん検診等を行います。	健康課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		メタボ予防健診受診率 (人数)	8.3% (218人)	10.0%
2	訪問指導	○介護保険サービスの対象外の世帯を中心に、必要と思われる世帯訪問を実施し、療養上の保健指導や福祉制度等についての相談・指導を行います。	健康課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		訪問指導実人数 (成人、精神)	101人	充実
3	健康相談	○心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、重点健康相談を実施します。	健康課	
		○近年、社会的な背景から増加しているうつ病や自殺の増加に対応するため、こころの健康相談を実施します。		
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
	重点健康相談延べ回数	84回	充実	
	こころの健康相談延べ回数	140回		

第1部 第3次東郷町障がい者計画

第4章 施策の方向と実施目標

基本目標4 安心してすこやかに暮らす保健・医療の充実

No.	事業	方針	担当課	
4	健康教育	○生活習慣病や障がいの発症予防、その他心身の健康に関して、正しい知識を普及啓発するため、集団健康教育等を推進します。	健康課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		集団健康教育延べ回数	57回	充実
5	口腔健康管理の指導	○社会復帰教室参加者、社会福祉施設等の通所・入所者を対象に、自らの口腔の健康管理ができるよう、歯科検診・保健指導を行います。	健康課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		歯科検診・保健指導実人数	215回	継続
6	地域ぐるみの健康づくりの推進	○健康づくりの意識の啓発と健康管理意識の向上を図るため、関係機関との連携を図り、パンフレット作成による周知・啓発やうつ病予防等の情報提供を行います。	健康課	
		○町民の視点で健康づくりを考え、地域で活動する健康づくりリーダー ¹⁵ を養成するとともに、健康講座等を開催します。		
		○食生活改善推進員 ¹⁶ や健康づくりリーダー等、地域で活動するボランティア団体の活動を支援します。		
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		健康づくり事業実施延べ回数	36回	充実

¹⁵ 健康づくりリーダー

愛知県では、健康づくりに関する研修会を開催しており、研修修了者は「健康づくりリーダー」として登録され、愛知県や市町村等が行う健康づくりの行事・イベントにおいて、健康づくりのボランティアとして活動することができる。

¹⁶ 食生活改善推進員

食生活の改善方法や毎日の料理について、相談・指導等の活動を行う人のこと。

(3) 医療環境の充実

現状・課題

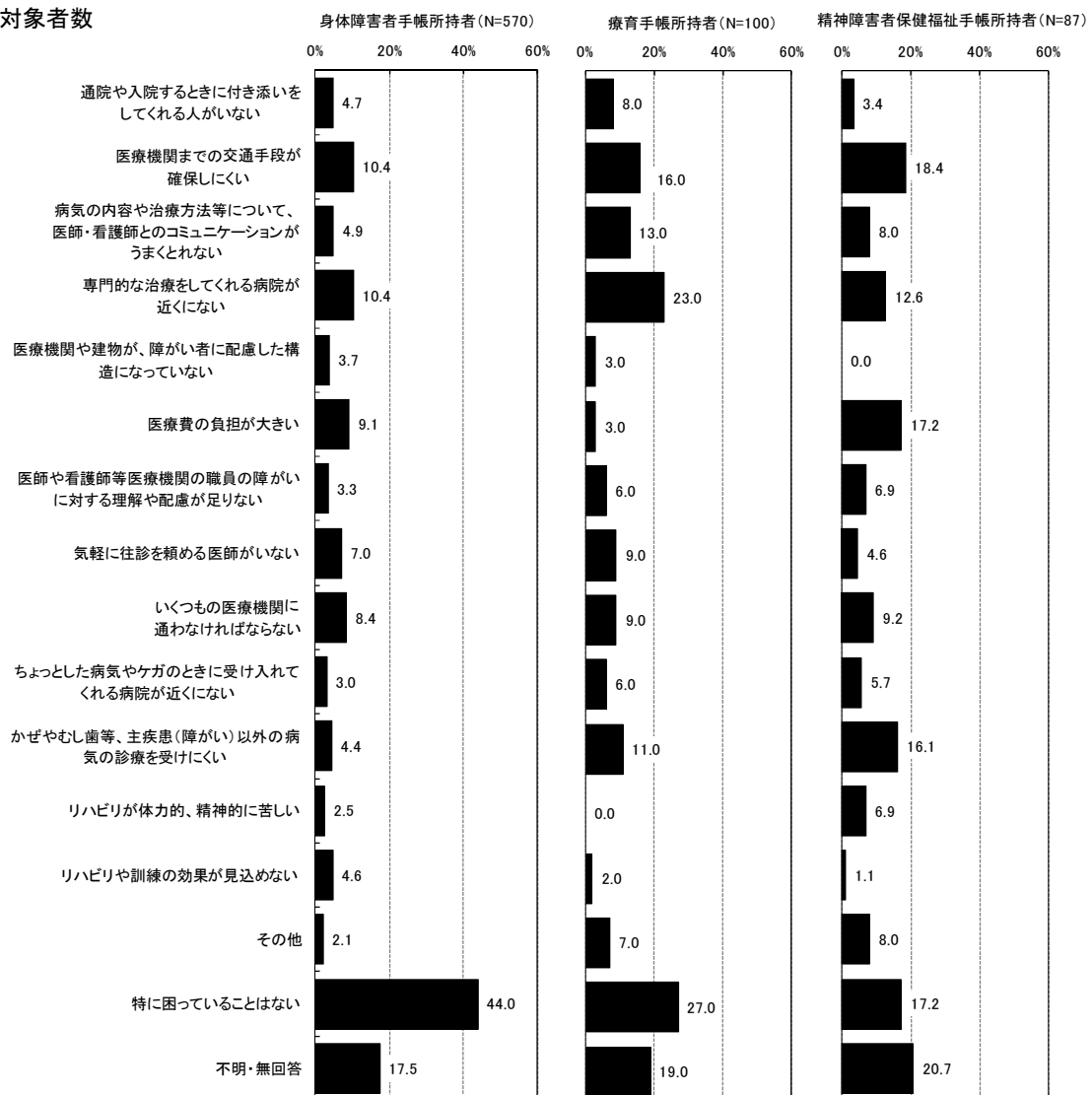
障がいのある人が住み慣れた地域で生活するためには、各医療機関において、その機能の充実に努め、地域を基盤とした医療体制の推進を図るとともに、専門的な医療機関や近隣市の医療機関等との連携を強化する必要があります。

アンケートによると、医療を受ける上で困っていることについて、身体障害者手帳所持者は、「医療機関までの交通手段が確保しにくい」「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」、療育手帳所持者は「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「医療機関までの交通手段が確保しにくい」がそれぞれ高くなっています。

障がいのある人が安心して医療サービスが受けられるよう、関係機関と連携した医療体制のさらなる強化・充実や医療費補助の充実、医療サービスに関する情報提供・相談対応等の取り組みを継続して推進していくことが求められています。

■医療を受ける上で、困っていること

※N=対象者数



資料：東郷町障がい者計画・障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査（平成23年）

施策の方向

関係機関と連携しながら、障がいのある人が安心して医療サービスを受けられるよう医療体制等の強化・充実を図ります。

障害者医療費助成制度については、拡大を含めた研究を行うとともに、国・県の動向に注視し、事業の推進を図ります。

No.	事業	方針	担当課	
1	訪問看護	○精神疾患・神経難病等、今後も増加すると思われる利用者への訪問看護を行い、安心して在宅生活を継続できるよう援助します。	訪問看護ステーション	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		訪問件数	871件	900件
2	障害者医療費の支給	○重度身体障がい者、重度知的障がい者、自閉症状群と診断された人等の生活を安定させるため、身体の機能障がいの軽減又は改善と、経済的支援を目的とし、その診療に必要な医療費を支給します。	保険医療課	
		○愛知県及び近隣市の動向に注視しながら、対象者の拡大について検討します。		
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		受給者数	372人	継続
3	精神障害者医療費の支給	○精神障がい者に対し、障がいを軽減するために必要となる医療費を支給します。	保険医療課	
		○愛知県及び近隣市の動向に注視しながら、対象者の拡大について研究します。		
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		受給者数	366人	継続
4	自立支援医療(更生医療)	○身体の機能障がいの軽減又は改善を目的とし、その診療に必要な医療費を支給します。	保険医療課	
		指標		現状（H22）
				受給者数
5	自立支援医療(精神科通院医療)	○精神障がい者に対し、精神科の通院医療に係る医療費の一部負担金の助成を行います。	保険医療課	
		指標		現状（H22）
				受給者数

No.	事業	方針	担当課	
6	自立支援医療(育成医療)	○障がいのある子ども等の障がいの除去・軽減に必要な医療費を給付します。	保険医療課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		受給者数	11人	継続
7	後期高齢者福祉医療	○後期高齢者医療制度に加入する65歳以上の障害者医療受給者等に対し、障がいの軽減又は改善と経済的支援を目的として、その診療に必要な医療費を給付します。	保険医療課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		受給者数	406人	継続



基本目標 5 障がいがある人もない人も共に生きる環境づくり

(1) 障がいのある人への理解の促進

現状・課題

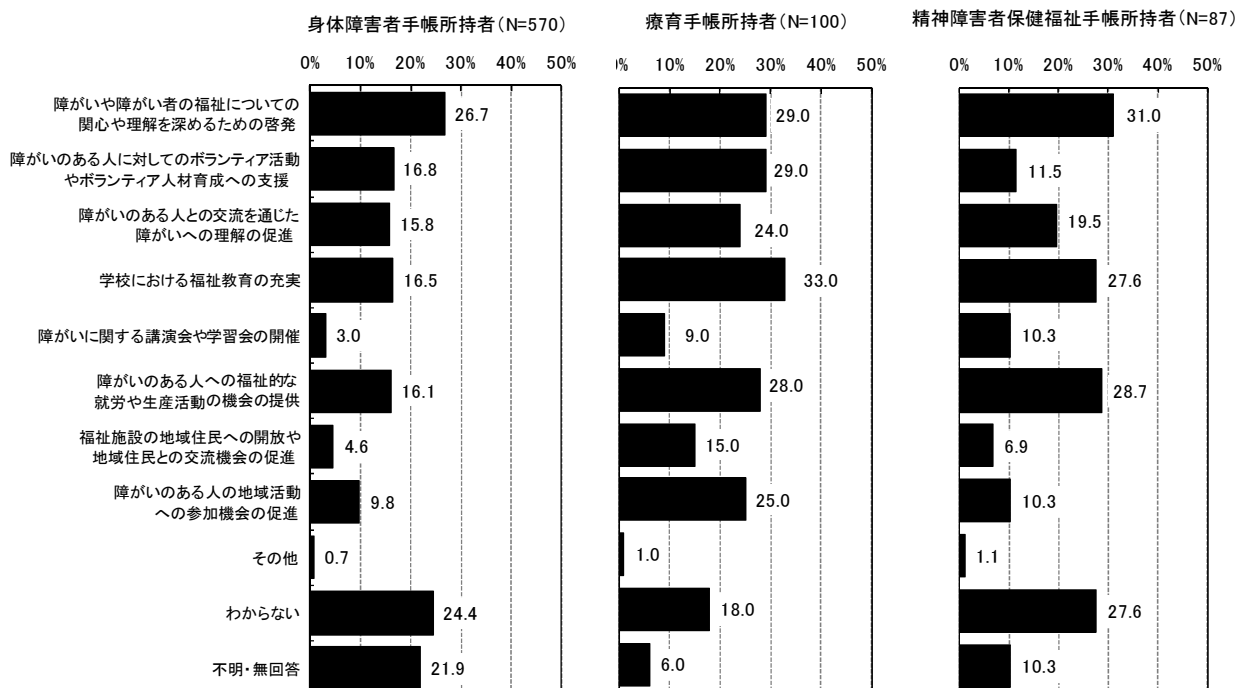
障がいの有無にかかわらず、共に生きる社会を実現するためには、社会を構成するすべての人々が、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念を社会全体に浸透させることが重要となります。

アンケートによると、障がいのある人に対する町民の理解を深めるために必要なことについて、3障がいの手帳所持者いずれも「障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」「学校における福祉教育の充実」「障がいのある人に対してのボランティア活動やボランティア人材育成への支援」「障がいのある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供」が高くなっています。

今後も、障がいのある人が地域で共に生活していくためにも、様々な人との交流の機会を持ちながら、啓発や福祉教育の推進により、町民が障がいや障がいのある人への理解を深めていくことが大切です。

■ 「障がい」に対する町民の理解を深めるために必要なこと

※N=対象者数



資料：東郷町障がい者計画・障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査（平成23年）

施策の方向

「障がい」についての誤った理解や、偏った知識による誤解をなくすため、啓発活動を効果的に実施します。また、職員等に対する研修を実施し、意識を高めます。

No.	事業	方針		担当課
1	職員研修	○新規採用職員を対象に「人にやさしいまちづくり」に関する研修を実施し、障がいのある人や高齢者に対する理解を深めます。		人事秘書課
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		職員研修の開催回数	1回	継続
2	障がいのある人への理解	○障がいのある人に対する誤解や偏見等をなくすため、講演会や交流会等を実施し、正しい知識の普及・啓発に努めます。		福祉課
		○4月2日の「世界自閉症啓発デー」を始め、12月の「障害者週間」の周知等、障がいに対する理解促進のための啓発活動に取り組みます。		
		○ホームページや広報誌等、多様な媒体を通じて情報提供や啓発を行い、障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。		
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		啓発の推進	未実施	充実

(2) 交流機会の拡充と地域社会での交流の促進

現状・課題

障がいや障がいのある人に対する理解を深めるためには、生きがいつくりも踏まえ、障がいのある人自らが地域社会へ参加することが必要です。

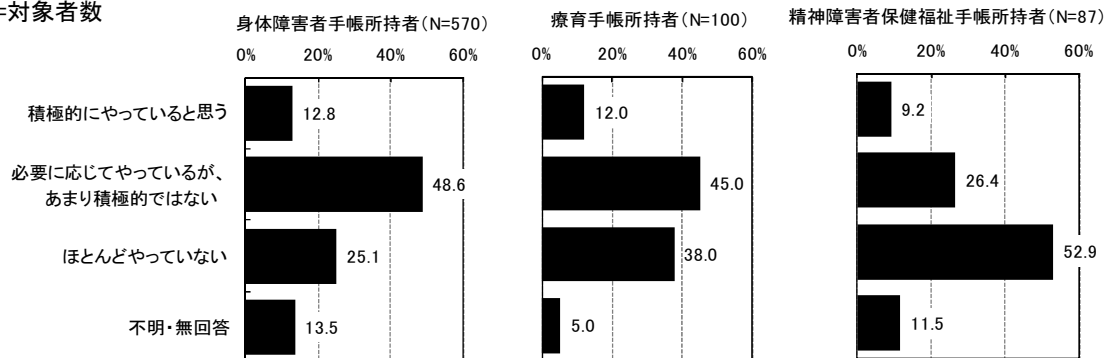
アンケートによると、近所づきあいについて、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者では「必要に応じてやっているが、あまり積極的ではない」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「ほとんどやっていない」が高くなっており、地域への参加が消極的であることがうかがえます。

また、東郷町には「東郷町こころの病を持つ人の家族の会（さくらの会）」「東郷町知的障害児・者連絡協議会」及び「東郷町身体障害者福祉協議会」の3つの団体が様々な場面で積極的に活動を行っています。これら団体は、交流や情報交換、学習等で大きな役割を担っていることから、活動を促進していく必要があります。

地域でのコミュニティ活動や団体活動、スポーツ活動等に参加することは、障がいのある人の自立・充実した地域生活や生きがいつくり等につながるため、参加促進への取り組みを進めることが求められています。

■近所づきあいのしかた

※N=対象者数



資料：東郷町障がい者計画・障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査（平成23年）

施策の方向

障がいのある人や家族のコミュニティ活動への参加を促進します。

No.	事業	方針	担当課
1	障がい者団体の支援	○自主的な活動を行う障がい者団体に対し、助成金等により運営の支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会
		指標	現状 (H22) 目標 (H26)
		支援団体数	3団体 3団体
2	スポーツ・レクリエーション大会	○障がいのある人同士やボランティア等の交流を目的としたスポーツやレクリエーションの機会を提供します。	福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会
		指標	現状 (H22) 目標 (H26)
		参加人数	10人 充実

(3) 福祉教育・健康教育の充実

現状・課題

共に生きる社会を実現する上で、また、豊かな人間性を育む社会づくりを目指す上で、子どものうちから、障がいや障がいのある人に対する正しい認識を持ち、共に活動し、暮らしていくことを普通のこととして認識することが大変重要です。

本町では、学校での福祉教育について、各校において特色ある取り組みが進められています。

学校や地域において、障がいのある人とない人が関わり合いながら、共に学べる環境づくりの一層の充実が必要です。

施策の方向

多様な福祉・人権教育活動が展開できるよう関係機関との連携を図り、児童生徒に対する体験的な福祉教育や、児童生徒の心身を健全に育成する健康教育の機会を充実します。

No.	事業	方針	担当課	
1	各学校への福祉教育の推進	○障がいのある人を取り巻く問題を含め、教育活動全般の中で、人権に対する理解と認識を高める等、福祉の心を育みます。	学校教育課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		福祉教育の推進	実施	充実
2	東郷町社会福祉協力校事業	○町内の全小中学校の児童生徒に対し、社会福祉に関する実践学習の機会を提供します。	社会福祉協議会	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		実施校	全小中学校	継続
3	青少年等ボランティア福祉体験学習事業	○児童生徒に対して福祉への理解を高めるため、地域や社会福祉施設等で体験学習の機会を提供します。	社会福祉協議会	
		○夏休みの活動の一環として、活動内容を充実させながら、継続して展開します。		
		指標	現状（H22）	目標（H26）
	参加人数	180人	充実	

(4) 多様な手段による情報バリアフリーの推進

現状・課題

視覚や聴覚、言語障がいのある人が地域で自立した生活を送り、社会参加を果たしていくためには、円滑なコミュニケーション手段の確保が不可欠です。

要約筆者・手話通訳者の派遣は、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として、平成18年からコミュニケーション支援として制度化されており、要約筆者・手話通訳者を養成するため、養成講座を開催しています。

視覚障がいや聴覚障がい、音声言語障がい等、障がいのある人一人ひとりに応じた様々な手段による情報提供を充実することで、より円滑なコミュニケーションを実現することが必要です。

施策の方向

障がいの種類に応じ、様々な媒体を活用した情報提供を充実します。

No.	事業	方針	担当課	
1	声の広報等	○視覚障がいのある人に町行政の情報を提供するため、「広報とうごう」「議会だより」「ジョイフル」等の行政情報をボランティア団体がテープに録音し、貸し出しを行います。	人事秘書課 福祉課 社会福祉協議会	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		利用者数	11人	充実
2	点字図書貸出	○点字ボランティアの協力を得ながら、蔵書の充実を図り、貸し出し数の増加を図ります。	生涯学習課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		点字図書蔵書数	229冊	充実
3	コミュニケーション支援	○聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通に支障がある障がいのある人とその他の人との仲介をする手話通訳者又は要約筆者を派遣します。	福祉課	
		○要約筆者・手話通訳者を養成するための講座を開催します。		
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
手話通訳者の派遣延べ件数	5件	20件		
要約筆者の派遣延べ件数	0件	3件		

基本目標 6 地域で安心して暮らせるまちづくり

(1) すべての人にやさしい街づくりの推進

現状・課題

平成18年に「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されたことにより、建築物・道路・交通等の生活環境の一体的な整備が進められています。

本町では、平成11年度に「東郷町人にやさしい街づくり計画」を策定し、福祉的視野に基づいた街づくりを推進しており、既存の公共施設や道路・公園等を誰もが使いやすいものにするために、バリアフリー化だけでなく、ユニバーサルデザインの考え方も導入しています。

障がいのある人や高齢者を含めたすべての町民にとって、誰もが使いやすく誰もが外出しやすい環境を整えていくことが重要です。

今後は関係機関との協議・連携を行いながら、施設や道路等の外部環境のバリアフリー化を一層推進する必要があります。

施策の方向

障がいのある人も安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり計画の目標に掲げた重点整備計画、長期、中期、短期目標で未達成の施設・設備整備を順次推進し、障がいがあっても暮らしやすい環境づくりを行います。

No.	事業	方針	担当課	
1	人にやさしい街づくり計画の推進	○人にやさしい街づくり推進計画で重点整備地区として指定した地区内の町民会館等建築物については、バリアフリー改修工事がほぼ完了したため、今後は道路、公園、交通機関及び重点整備地区外の公共施設等について、各施設の管理者を主体としたバリアフリー化を推進します。	都市計画課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		各目標の推進	実施	充実

(2) ボランティア活動の活発化への支援

現状・課題

ボランティアによる様々な活動は、障がいのある人にとっても、その生活を支える重要な役割を果たしています。

本町では、ボランティアが少ないとの意見もあり、ボランティアやNPO団体に代表される町民による自主的な活動を支援するため、ボランティアセンターの機能の充実、人材育成の推進、活動への支援等を行う必要があります。

施策の方向

地域で活動する人材の発掘・育成に努め、ボランティア活動の推進に当たっての指導的人材を育成します。また、ボランティアやNPO団体の町民による自主的な活動の活発化を促します。

No.	事業	方針	担当課	
1	ボランティアセンター	○ボランティアコーディネーターを配置し、各ボランティアやボランティアグループが自主的な活動ができるように、継続的に活動を支援します。	社会福祉協議会	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		登録人数	865人	950人
2	ボランティアの養成	○ボランティアへの啓発を通じて、ボランティア活動に関心が高めるよう支援します。 ○講座、夏休みふくし体験広場等の掲示板、ホームページを活用し、ボランティアセンターの周知を図ります。	社会福祉協議会	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		養成講座の受講人数	19人	30人
3	町民活動センター	○イーストプラザいこまい館の「町民活動センター」を、ボランティアやNPO団体の活動拠点と位置付け、町民の自主的で公益的な活動やボランティア活動を促進します。	くらし協働課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		登録団体数	108団体	充実
4	ボランティア活動に関する講座の開催	○ボランティアやNPO団体に代表される、自主的な町民のまちづくり活動を支援するため、その活動の参考となる講座等を開催します。	くらし協働課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		各種講座の開催	未実施	実施
5	NPO公募提案型事業	○町民主体のまちづくりを推進するため、地域の様々な問題解決に向け、町民活動団体等の特性を活かした事業提案を公募し、提案団体と町が共に「公共サービス」の担い手となり、協働して解決に取り組みます。	くらし協働課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		NPO公募提案型事業応募団体数 (総合計画)	1団体	4団体

(3) 移動手段の充実

現状・課題

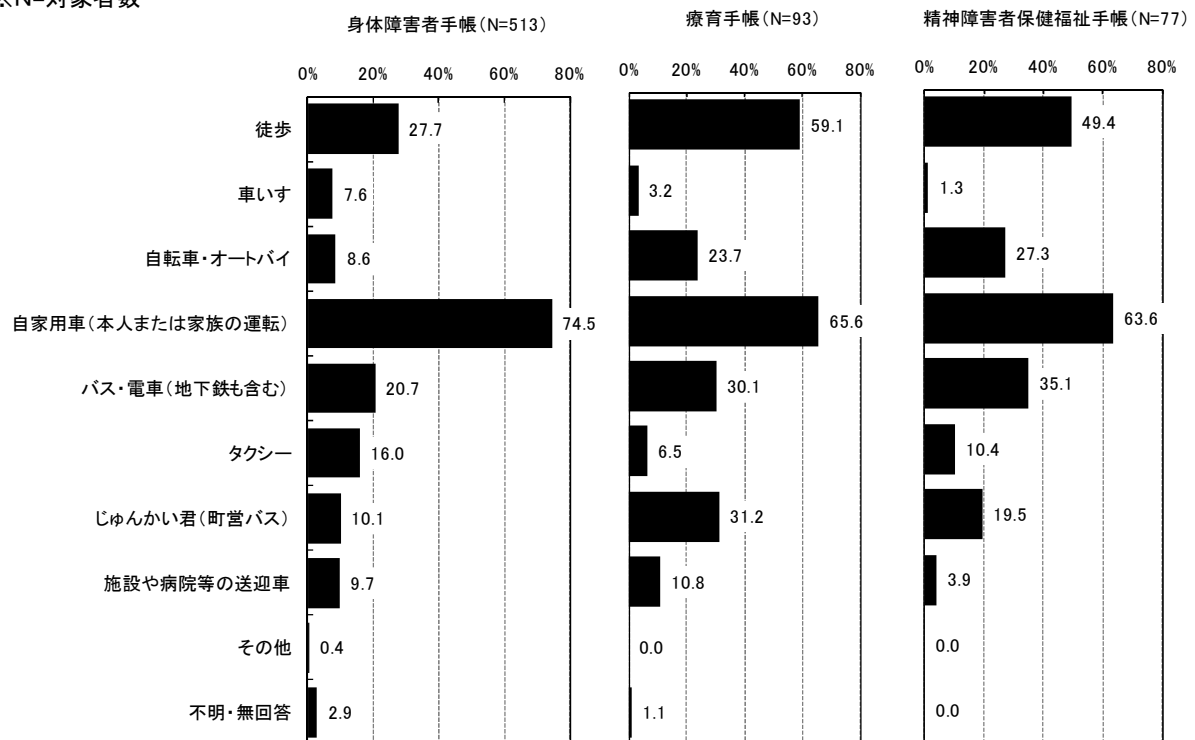
障がいのある人が自らの意思で、いつでも、どこへでも安全かつ自由に移動できる環境を整備するためには、鉄道・駅や道路のバリアフリー化はもちろん、総合的な交通・移動手段の確保が課題となります。

アンケートによると、主に利用している交通手段について、3障がいの手帳所持者いずれも、「自家用車(本人または家族の運転)」が最も高くなっていますが、「バス・電車(地下鉄も含む)」も身体障害者手帳所持者は20.7%、療育手帳所持者は30.1%、精神障害者保健福祉手帳所持者は35.1%が利用しており、公共交通機関も利用があります。

今後も、利用しやすい環境整備やバス停等のバリアフリー促進等、関係機関・団体の協力・連携のもと、障がいのある人の利用に配慮した公共交通機関の整備が必要です。

■外出するときの交通手段

※N=対象者数



資料：東郷町障がい者計画・障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査（平成23年）

施策の方向

障がいのある人の移動手段の提供と利便性の向上を図るため、公共交通機関の整備や外出を支援するサービスの提供に努めます。また、施設間のアクセスについては、移動手段となる巡回バス等の利便性を向上し、バリアフリー化に努めます。

No.	事業	方針	担当課	
1	心身障がい者タクシー料金助成	○身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級の各手帳所持者を対象として、タクシー料金助成利用券を交付します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		タクシー券交付者数	288人	継続
2	外出支援サービス	○外出が困難な車いす利用者が住み慣れた居宅で自立した生活を送れるよう、継続的にサービスを実施します。	長寿介護課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		利用者数	2人	3人
3	障がい者用自動車改造費の補助	○身体障がい者が就労等に利用するための自動車を改造する際、その改造経費を補助します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		申請件数	1件	1件
4	自動車運転免許取得費の補助	○身体障がい者が自動車運転免許を取得する際に、教習費用の一部を補助します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		申請件数	0件	2件
5	駐車可の標章の交付	○身体、知的障がい者に対し、県公安委員会から、駐車可の標章を交付します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		制度の周知	実施	継続
6	各交通料金の割引	○身体、知的障がい者に対し、電車等の交通機関や道路等の割引を実施します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		制度の周知	実施	継続
7	軽自動車税の減免	○障がいのある人がその障がいを克服し、社会生活を営むことができるよう、利用する軽自動車に対する税金を減免します。	税務課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		利用人数	49人	継続
8	巡回バス運行事業	○誰もが利用しやすいバスの運行を実施するため、ユニバーサルデザインの車両を導入します。 ○障がいのある人と付き添いの人の運賃無料を継続します。	くらし協働課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		運行車数 (ノンステップバス)	0台	2台

(4) 防災・災害対策の充実

現状・課題

障がいのある人を始め、誰もが安全に暮らす上で、交通安全や防犯対策、地震や火災等といった防災・防火対策は重要であり、特に今後は、災害時等に特に援助が必要な人への配慮は大きな問題となっています。

平成23年3月に発生した東日本大震災においても、災害発生時や避難生活等に関して、障がいのある人の情報の取得や避難行動等が課題となっているため、本町においても、障がいのある人や高齢者等の災害時要援護者¹⁷への支援体制を整備していく必要があります。

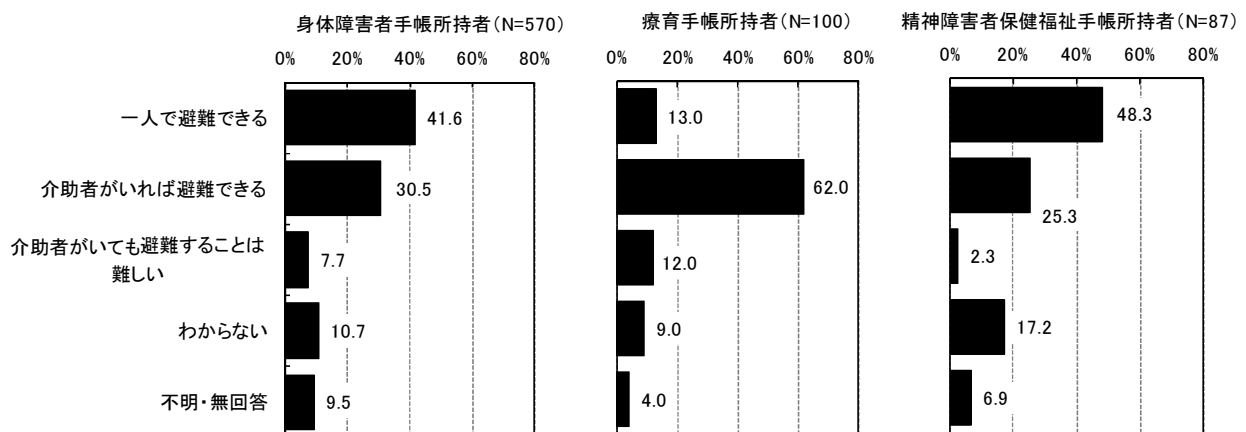
アンケートによると、災害が発生した場合の避難について、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は「一人で避難できる」、療育手帳所持者は「介助者がいれば避難できる」が高くなっています。

等級別では、「介助者がいても避難することは難しい」割合は、身体障害者手帳では1級、2級が1割以上となっていますが、他の等級では1割未満となっています。また、療育手帳ではA判定が23.4%と高くなっています。

障がいのある人の様々な側面において、暮らしの安全が守られるよう、関係機関との連携を図りながら、今後も継続した取り組みの推進が求められています。

■地震や台風等の災害が発生した場合に、避難することができるか

※N=対象者数



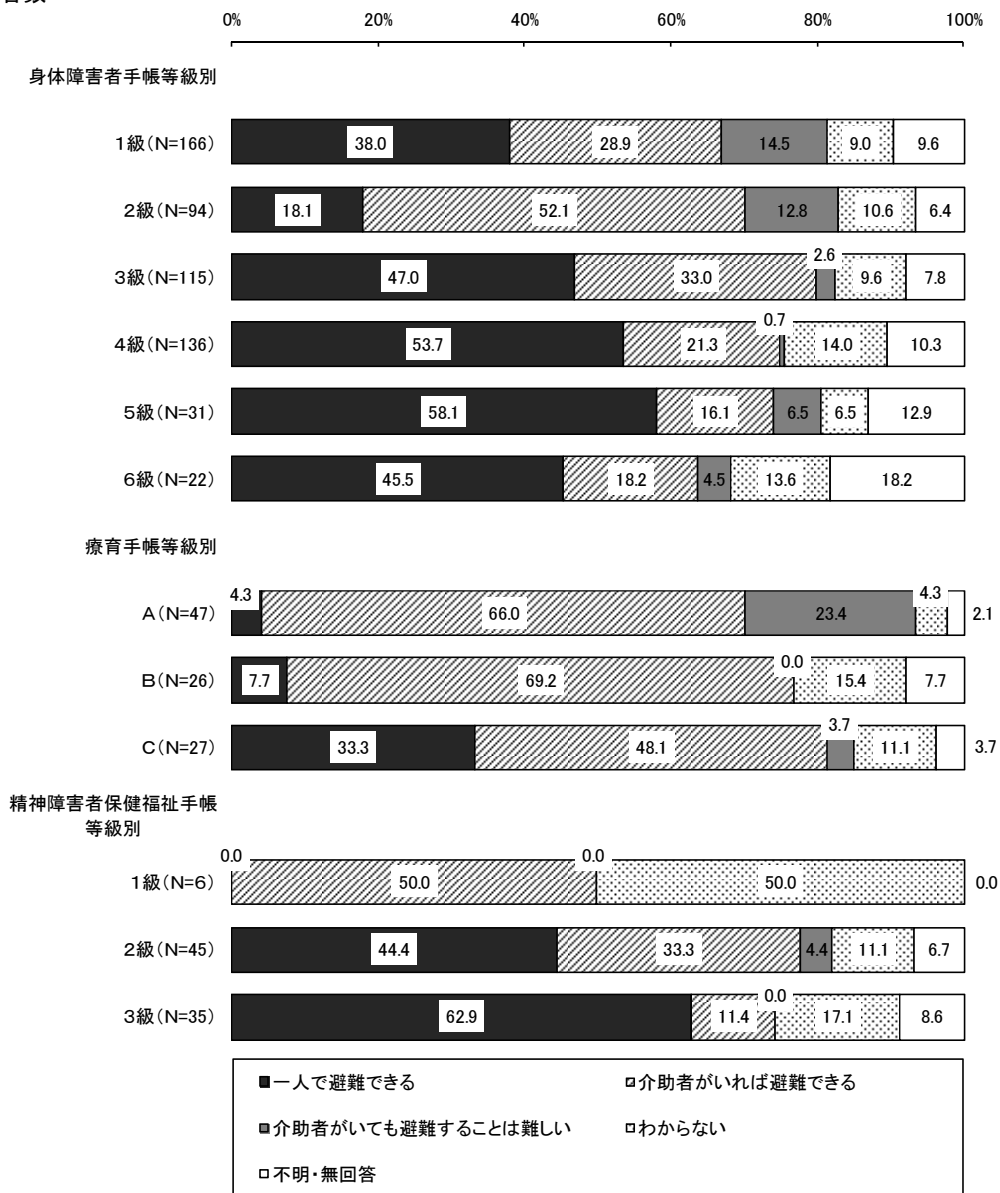
資料：東郷町障がい者計画・障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査（平成23年）

¹⁷ 災害時要援護者

高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々のこと。

■地震や台風等の災害が発生した場合に、避難することができるか（障害者手帳等級別）

※N=対象者数



資料：東郷町障がい者計画・障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査（平成23年）

施策の方向

障がいのある人が、安全な生活が送れるよう交通安全対策や防犯対策、障がいのある人に配慮した火災・災害時の対応等に努めます。

No.	事業	方針	担当課	
1	要援護者の把握	○災害時に援護を必要とする障がいのある人や高齢者の世帯を把握し、緊急時に迅速に対応できるよう台帳の整備をします。	安全安心課 福祉課 長寿介護課	
		指標	現状（H22） 未実施	目標（H26） 実施
		台帳の整備		

No.	事業	方針	担当課		
2	災害時の支援体制・協力体制の確立	○災害時における障がいのある人の安全確保のため、個人情報に配慮しつつ、障がいのある人の情報管理について関係機関との連携を図り、実施できる体制の整備を図ります。	安全安心課 福祉課 健康課 社会福祉協議会		
		○平成22年3月1日に締結した、災害時の相互協力に関する協定に基づき、①地域ボランティア支援本部の運営、②災害時要援護者の支援活動に関する町の要請に対して、必要な援護を行います。			
		指標		現状（H22）	目標（H26）
	体制の整備	継続	充実		
3	災害ボランティア	○東郷町により「東郷町地域ボランティア支援本部」が開設された際に、東郷町からの要請に対して①地域ボランティア支援本部の運営、②災害時要援護者の支援活動に関して、協力を行います。	安全安心課 社会福祉協議会		
		○東郷町地域サポーターによる災害時要援護者安否確認等の情報について協力をします。			
		指標		現状（H22）	目標（H26）
	地域サポーター研修の実施	実施	充実		
4	福祉避難所 ¹⁸ の設置	○福祉避難所を設置するとともに、避難所における障がいのある人に対する支援について、検討を進めます。	安全安心課 福祉課		
		○福祉避難所が指定された際の住民への周知・啓発を図ります。			
		○災害時要援護者に配慮した設備・必要物資の整備・供給についての助言を行います。			
	指標	現状（H22）	目標（H26）		
	設置の推進	新規	充実		
5	ファックスによる119番受付	○消防・救急への119番通報をファックスで受け付ける事業について、聴覚障がい、音声言語機能障がいのある人に周知します。	福祉課		
		指標		現状（H22）	目標（H26）
		ファックス受付の実施		実施	継続

¹⁸ 福祉避難所

高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊婦等の要援護者のために、特別の配慮がなされた避難所のこと。

(5) 権利擁護の充実

現状・課題

障がいのある人の中には、十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、障がい特性により支援サービスが容易に利用できない場合、あるいは、身の回りのことや金銭管理ができないといったケース、さらには虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害等の事例から、その防止・救済等、障がいのある人の権利擁護¹⁹が急務となっています。

福祉サービスにおける権利侵害の未然防止や、各施設における苦情解決においても、県や関係機関と連携した取り組みが必要です。

施策の方向

障がいのある人の権利を保護するため、相談窓口や事業等の周知・啓発活動を進めるとともに、日常生活上の法的問題等への対応を強化します。

No.	事業	方針	担当課	
1	権利擁護の実施と普及	○相談窓口となる尾張東部成年後見センターの周知・啓発を行います。 ○日常生活自立支援事業（金銭管理等）の利用に関する支援（相談・申込窓口）を行います。 ○障がい者相談支援センター「ローゼル」において、各種情報提供等により必要な人に対する権利擁護事業の支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		成年後見制度利用者	1人	継続
2	法律相談窓口	○様々な問題に対応できるよう、日常生活上の問題で法律の知識を要するものについて、弁護士による法律相談を実施します。	くらし協働課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		相談窓口の開催回数、人数	年間12回 60人 (月1回 5人)	継続
3	尾張東部成年後見センターとの連携	○尾張東部成年後見センターと連携・協力して、障がいのある人及び認知症高齢者の権利擁護を推進します。 ○尾張東部成年後見センター及び成年後見制度 ²⁰ の周知・啓発を強化します。	福祉課 長寿介護課	
		指標	現状（H22）	目標（H26）
		関係機関との連携	H23 実施開始	充実

¹⁹ 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

²⁰ 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人に対し、不動産や預貯金等の財産の管理、介護等のサービスや施設への入所に関する契約の締結、遺産分割の協議や、悪徳商法の被害からの保護等を行う制度。

(6) 虐待防止対策の充実

現状・課題

平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立しました。これまでも障がいのある人への身体的、精神的な暴力を受ける等の障がい者虐待は大きな社会問題となってきましたが、この法律が施行されたことによって、虐待を発見した場合の通報義務や虐待を受けた高齢者の保護規定等が定められ、虐待防止・早期発見へ向けた取り組みが、より一層強化されることになりました。

虐待防止の広報・普及・啓発を進めるとともに、早期発見から適切な早期対応までの一貫した支援体制の確立が必要となっています。

施策の方向

虐待に関する周知・啓発を図るとともに、関係機関と連携し、障がい者虐待の早期発見・早期対応に努めます。

No.	事業	方針	担当課	
1	法律の周知・啓発	○「障害者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」等の周知・啓発を行います。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		周知・啓発の推進	未実施	実施
2	障がい者虐待防止センターの設置	○障がい者虐待の通報窓口や相談等を行う障がい者虐待防止センターを設置します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		センターの設置	未設置	設置
3	連携協力体制整備事業	○虐待の防止、早期発見・早期対応のための地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ります。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		協力体制の整備・充実	H24.10～新規事業	充実
4	家庭訪問等個別支援事業	○障がい者相談支援センターへの虐待防止対策支援事業の委託を含め、実施を検討します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		虐待防止対策の推進	H24.10～新規事業	実施
5	障がい者虐待防止・権利擁護研修事業	○施設従事者等に対し、虐待防止等に関する研修を実施します。 ○相談窓口職員に対する虐待の防止や、虐待を受けた人の支援等に関する専門的な研修を実施します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		研修の実施	H24.10～新規事業	実施
6	専門性強化事業	○学識経験者、医師、弁護士等との連携体制を整備し、専門性を強化します。	福祉課	
		指標	現状 (H22)	目標 (H26)
		整備体制の充実	H24.10～新規事業	充実

第5章 計画の推進体制

1 役場庁舎内の推進体制

福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくり等、幅広い分野で障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の関係部署との連携をこれまで以上に強化した推進体制を整備します。

2 団体、事業者等との連携

障がい者団体、民間非営利団体（NPO）、サービス提供事業所、社会福祉協議会、社会福祉施設、医療施設等との連携と協力のもと、計画の推進を図ります。

また、計画の総合的な推進に向け、保健・医療・福祉を始め、教育、就労、生活環境等関連する各分野との連携を推進します。

3 広域的な連携の強化

尾張東部障害保健福祉圏域（東郷町、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市）や、その他障がい者福祉に関わる行政機関、社会福祉法人、関係団体等との連携を強化し、施設の広域的な活用や事業との共同推進、事務事業の合理化等、福祉サービスを向上します。

また、国や県との密接な連携を進め、行財政上必要な措置についても要請していきます。

4 障害福祉サービスの円滑な提供のための推進体制

サービスの質の向上を図るため、国、県、その他関係機関と連携し、事業所に対して適切な指導・助言、給付内容審査を行うとともに、事業所における第三者評価の実施を促進します。

5 国の動向に対応した見直しについて

国における制度改正や見直しについては、随時その動向を踏まえつつ、本計画においても必要に応じて見直し等を行います。

また、それに関連する情報等においても、ホームページや広報等において情報提供を行います。

6 計画の進捗管理

障がいのある人やその家族、関係団体等と意見交換できる場を設けるとともに、障がいのある人や関係団体の代表、サービス事業所の保健・医療・福祉専門職、学識経験者、町関係部局の担当者等で構成される東郷町自立支援協議会を活用しながら、本計画の実施状況の点検と進行管理を行っていきます。

また、本計画において設定した目標数値においても、各年度で確認を行い評価・検討した上で、施策の見直し等に活かします。

第2部 第3期東郷町障がい福祉計画

第1章 障害福祉サービス等の実施目標

1 目標数値の設定

第3期障がい福祉計画では、計画の最終年度となる平成26年度に向け、障がいのある人の地域生活への移行や就労に関する数値目標を設定します。

数値目標の設定においては、施設及びサービス提供事業所の利用状況や、障がいのある人の意向等、本町の実情を総合的に勘案した上で設定し、これらの目標の達成に向けては、必要な各種障害福祉サービスの提供体制を充実していきます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

平成26年度末までに、平成17年10月1日時点の施設入所数の3割以上が地域生活に移行することを基本として目標を設定します。

また、平成26年度末の施設入所者を、平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本として目標を設定します。

■東郷町における目標数値

項目	数値	考え方
施設入所者数(A)	8人	平成17年10月1日の施設入所者数
平成26年度末の施設入所者数(B)	7人	平成26年度末時点の施設入所者数
現時点の施設入所者数	8人	平成23年12月1日現在の施設入所者数
【目標値】削減見込み(A-B)	1人	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数	1人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行する人の数

【今後の方向性】

施設入所者のうち地域での生活が可能な人について、本人や家族の意向を尊重しながら、グループホーム・ケアホームへの移行を支援します。

また、新たに開始される地域移行支援・地域定着支援等の事業を活用しつつ、地域生活を継続できるよう支援します。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

【国の指針】

福祉施設の利用者のうち、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上の者が、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行することを目指し、数値目標を設定します。

■東郷町における目標数値

項目	数値	考え方
平成17年度の一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】平成26年度の一般就労移行者数	4人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

【今後の方向性】

本町において、平成18年度から平成22年度までの5年間に一般就労した人は5人で、平均すると、1年に1人が一般就労したことになります。

今後は、就労移行支援事業のサービス利用者の増加を図るとともに、ハローワーク、尾張東部障がい者就業・生活支援センターを始めとする就労支援に携わる機関・事業所との情報交換や連携を図りながら、障がいのある人の一般就労を促進します。

(3) 就労移行支援事業の利用者数

【国の指針】

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指し、数値目標を設定します。

■東郷町における目標数値

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	106人	平成26年度末において福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を利用する人の数
【目標値】平成26年度の就労移行支援事業利用者数	21人	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人の数

【今後の方向性】

就労移行支援事業のサービス提供事業者との連携のもと、サービス利用を促進します。

(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

【国の指針】

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを旨とし、数値目標を設定します。

■東郷町における目標数値

項目	数値	考え方
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数	15人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数	35人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（A型＋B型）事業の利用者数	50人	平成26年度末において就労継続支援（A型＋B型）事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者数の割合	3割	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

【今後の方向性】

就労継続支援サービス提供事業者との連携のもと、各種サービスの利用を促進します。



2 障害福祉サービスの見込みと確保方策

(1) 訪問系サービスの提供

①居宅介護（ホームヘルプ）

入浴、排せつ、食事の介護等居宅での生活全般にわたる介護を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護を行うほか、外出の際の移動中の介護等を総合的に行います。

③同行援護

移動及びそれに伴う外出先における視覚的情報等の支援や援護及び排泄・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。

④行動援護

知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護を行うほか、外出の際の移動支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護が必要な人に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

【現状と実績】

居宅介護について、平成21年度と平成22年度の実績は、第2期計画時の7割と下回りました。利用者が年齢到達により介護保険制度に移行し、障害福祉サービスにおける利用を中止したことが要因です。

重度訪問介護について、第2期計画時に利用なしと見込みましたが、平成22年度から1人が利用しています。

同行援護は、平成23年10月から新たに開始されているサービスです。

【サービス見込量の考え方】

居宅介護、重度訪問介護については、平成23年度の利用実績をもとに見込量を算定します。

同行援護については、平成23年度の地域生活支援事業（移動支援）の支給決定者のうち、同行援護サービスの利用規定に該当する人の人数をもとに算定します。

行動援護について、過去に利用実績がありませんので、引き続き利用がないものとします。

重度障害者等包括支援について、過去に利用実績がありませんので、引き続き利用がないものとします。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護（ホームヘルプ）	利用人数（人／月）	13	17	19	21
	利用時間（時間分／月）	161	204	228	252
重度訪問介護	利用人数（人／月）	1	1	1	1
	利用時間（時間分／月）	181	181	181	181
同行援護	利用人数（人／月）	-	3	4	5
	利用時間（時間分／月）	-	30	40	50
行動援護	利用人数（人／月）	0	0	0	0
	利用時間（時間分／月）	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用人数（人／月）	0	0	0	0
	利用時間（時間分／月）	0	0	0	0

※平成23年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

居宅介護（ホームヘルプ）をはじめとする訪問系サービスは、障がいのある人が地域で暮らし
ていく上で大切なサービスであるため、町内の事業者だけでなく、近隣市と連携して既存の事業
者に働きかける等、訪問系サービス提供事業所の増加に努めます。

また、平成23年10月から、重度の視覚障がい者へのサービスとして同行援護が開始されてい
ます。サービスを必要とする人が利用できるよう、サービス内容とサービス提供事業者に関する
情報提供を進めます。

(2) 日中活動系サービスの提供

①生活介護

常時介護が必要な人に対して、障がい者支援施設等の施設で、日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【現状と実績】

平成21年度から平成23年度までの実績は、第2期計画時の見込み量を1割上回りました。

【サービス見込量の考え方】

平成23年度の実績と、新体系サービス移行人数等を基に算定しました。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	利用人数(人/月)	22	30	32	33
	利用日数(人日分/月)	330	450	480	495

※平成23年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

町内の生活介護事業所の定員に余裕があるため、引き続き安定した運営の支援を行っていくとともに、サービス利用のない重度障がいのある人に、利用を促進します。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むため、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【現状と実績】

平成22年度の生活訓練の実績は第2期計画時の見込み量を上回りましたが、それ以外では利用実績がありませんでした。

【サービス見込量の考え方】

自立訓練は長期間継続して利用するサービスではなく、町内での利用実績もないことから、今後のサービス利用の急激な増加はないものと予想されます。平成23年度のサービス利用希望の状況等を踏まえ、第2期計画時と同様に1人を見込むこととします。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練（機能訓練）	利用人数（人／月）	0	1	1	1
	利用日数（人日分／月）	0	22	22	22
自立訓練（生活訓練）	利用人数（人／月）	0	1	1	1
	利用日数（人日分／月）	0	10	10	10

※平成23年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

自立訓練（機能訓練・生活訓練）については、町内ではサービス提供事業所がなく、機能訓練については他市の事業所（名古屋市総合リハビリテーションセンター）が利用されています。今後、町内における利用ニーズを把握し、必要な場合は尾張東部障害保健福祉圏域等で調整しながらサービスの確保に努めます。

③就労移行支援

就労を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上を図るために必要な訓練、求職活動、職場の開拓等、雇用に向けた支援を行います。

【現状と実績】

平成21年度実績は第2期計画時の見込み量を上回りましたが、それ以降、サービスの利用期間が終了したため、事業者がサービス種類の変更を行い、平成22年度実績は第2期計画時の見込み量の2割と大幅に下回りました。

【サービス見込量の考え方】

国の指針において、平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを数値目標として掲げる方針が打ち出されています。

本町においてもこの指針を踏まえ、目標が達成されるようサービス見込み量を設定します。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労移行支援	利用人数（人／月）	2	8	14	21
	利用日数（人日分／月）	40	160	280	420

※平成23年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

就労移行支援については、町内の利用ニーズを把握するとともに、近隣市や尾張東部障害保健福祉圏域内で調整しながら、既存事業所等に働きかけることでサービス提供体制の充実に努めます。また、一般就労を希望している人に対し、サービスの積極的な利用を促していくとともに、ハローワーク、尾張東部障がい者就業・生活支援センターをはじめとする就労支援に携わる機関・事業所との連携により、就労を支援します。

④就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行います。

・就労継続支援（A型）

就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人や、養護学校を卒業して企業等の雇用に結びつかなかった人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対して、生産活動の提供や就労に必要な訓練その他の支援等を行います。

・就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難な人や、就労移行支援によっても雇用に至らなかった人等に対し、生産活動の提供や就労に必要な訓練その他の支援を行います。

【現状と実績】

平成21年度実績は就労継続支援A型・B型共に未達成であったものの、平成22年度以降は、第2期計画時を2割強上回りました。

【サービス見込量の考え方】

平成23年度の実績と、新体系サービスへの移行人数をもとに算定します。

国の指針において、平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを数値目標として掲げる方針が打ち出されています。本町においてもこの指針を踏まえ、目標が達成されるようサービス見込み量を設定します。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援（A型）	利用人数（人／月）	2	7	11	15
	利用日数（人日分／月）	21	105	165	225
就労継続支援（B型）	利用人数（人／月）	24	30	33	35
	利用日数（人日分／月）	380	480	528	560

※平成23年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

就労継続支援A型について、町内においてサービス提供事業所はありません。雇用をとまなう就労サービスは自立した生活を継続させるための重要なサービスであるため、近隣市や尾張東部障害保健福祉圏域内で調整しながら、既存事業所等に働きかけるとともに、就労の希望者には積極的な利用を促進します。

就労継続支援B型について、平成23年度に町内の1事業所がサービス提供を中止したため、町内のサービス提供事業所は1か所（福祉センターたんぼぼ作業所）のみとなりました。今後も利用者の増加が見込まれるため、施設外就労等の積極的な活用を図るなど、既存事業所の拡大を促進するとともに、地域活動支援センター事業からのサービス移行を促進することでサービス提供体制の充実を図ります。

⑤療養介護

医療が必要な人であって、常時介護が必要な人に対して、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等、主として日中に病院等の施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助を行います。

【現状と実績】

利用対象者や実施している医療機関が少ないこともあり、実績はありませんでした。

【サービス見込量の考え方】

第2期計画時と同様に、利用ニーズはないものと予想されます。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
療養介護	利用人数（人／月）	0	0	0	0
	利用日数（人日分／月）	0	0	0	0

※平成23年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

町内のニーズを把握し、利用希望があった場合には広域的な連携によりサービス利用に対応できるように努めます。



⑥短期入所（ショートステイ）

在宅で障がいのある人を介護している保護者等が、病気・冠婚葬祭等の場合に、障がいのある人が短期間、施設に宿泊するサービスです。

【現状と実績】

平成21年度、22年度について、第2期計画時を上回っていましたが、利用者の減少があり、平成23年度は実績が下回る見込みです。

【サービス見込量の考え方】

平成23年度実績をもとに算定します。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所 (ショートステイ)	利用人数(人/月)	9	9	10	11
	利用日数(人日分/月)	42	42	47	52

※平成23年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

利用ニーズが高いサービスであるものの、町内のサービス提供事業所が1か所となっています。近隣市の事業所の利用情報の収集に努め、広域的な連携によりサービス提供事業所を確保します。また、緊急時の受け入れ先を確保するため、高齢者の短期入所施設の空床利用やケアホームの空き部屋を利用した単独型短期入所等の誘致策について検討します。

(3) 居住系サービスの提供

①共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

主として夜間に行われる共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助を行う「共同生活援助（グループホーム）」と、入浴、排せつ、食事の介護等を行う「共同生活介護（ケアホーム）」を提供します。

【現状と実績】

共同生活援助（グループホーム）は、第2期計画時の見込み量と同量の実績でした。

一方、共同生活介護（ケアホーム）は、平成21年度以降、利用者3人の利用中止と平成22年度ホーム閉鎖等による理由で、第2期計画時の1割と大幅に下回りました。

【サービス見込量の考え方】

共同生活援助（グループホーム）は、平成23年度実績と、福祉ホームからの移行1人を見込みます。

平成23年10月から、閉所していたホームが再開しているため、平成23年度実績に基づいて算定します。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助(グループホーム)	利用人数(人分/月)	4	5	5	6
共同生活介護(ケアホーム)	利用人数(人分/月)	7	8	9	10

※平成23年11月末の実績

【サービス量を確保するための方策】

利用希望者の増加等を勘案するとともに、施設入所者の地域生活への移行の目標が達成されるよう、近隣市や尾張東部障害保健福祉圏域内で調整しながら、障がいのある人の住まいの確保について検討し、施設整備に対する地域住民の理解と協力を求めています。



②施設入所支援

施設の入所者を対象として、障がい者支援施設において、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【現状と実績】

平成24年3月末で、すべての旧法入所施設が新体系サービスに移行するため、第2期計画時どおりの実績見込みです。

【サービス見込量の考え方】

平成23年度末の実績見込みと、高齢の入所者の介護保険施設への移行を見込んで算定します。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	利用日数（人分／月）	5	8	8	7
旧法施設入所	利用日数（人分／月）	3	-	-	-

※平成23年11月末の実績

【サービス量を確保するための方策】

施設入所者の地域生活への移行の目標が達成されるよう、施設入所支援の適正な利用と近隣市との広域的な調整を図ります。

(4) 指定相談支援

計画相談支援は、支給決定を受けた障がいのある人又はその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況や置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス等利用計画を作成するとともに、支給決定後はサービス等の利用状況の検証を行い、見直し（モニタリング）を行うサービスです。

地域移行支援・地域定着支援は、施設や病院等に入所・入院している障がいのある人を対象に、居住の確保やその他地域での生活に移行するための相談を行うサービスです。

【現状と実績】

これまで、町内でのサービス等利用計画作成の実績はありません。平成24年度から、サービス等利用計画作成の対象者は、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者（児）に拡大されました。地域移行支援・地域定着支援は、平成24年度からの新規事業です。

【サービス見込量の考え方】

計画相談支援について、3年間で計画的に、すべての障害福祉サービス及び地域相談支援利用者を対象として、利用者数を算定します。

地域移行支援について、愛知県が推計した数値と同値を見込みます。

地域定着支援について、愛知県が推計した数値と同値を見込みます。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	利用人数(人/月)	0	6	12	18
地域移行支援	利用人数(人/月)		1	1	1
地域定着支援	利用人数(人/月)		2	2	2

※平成24年度新規事業のため未実施

【サービス量を確保するための方策】

東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル」を指定特定相談支援事業者と指定し、利用者のニーズに合ったサービス等利用計画が作成されるよう、相談員に対する研修への参加等を促進するとともに、相談支援事業の安定した事業運営を図ります。

また、愛知県が指定する指定一般相談支援事業者との連携のもとで、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がいのある人や単身の障がいのある人等が地域生活を継続できる体制を整備します。

3 地域生活支援事業の見込みと確保方策

「地域生活支援事業」は、障害者自立支援法第77条において市町村を実施主体とし、法定化された事業です。障がいのある人が、障害福祉サービス、その他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施します。

地域生活支援事業は、町の必須事業として位置づけられているものと町の施策等により任意に実施する事業があります。

<必須事業>

- ①相談支援事業
- ②成年後見制度利用支援事業
- ③コミュニケーション支援事業
- ④日常生活用具給付等事業
- ⑤移動支援事業
- ⑥地域活動支援センター事業

<任意事業>

- ①訪問入浴サービス事業
- ②日中一時支援事業
- ③生活サポート事業
- ④自動車運転免許取得・改造助成事業
- ⑤更生訓練費給付事業
- ⑥施設入所者就職支度金給付事業



(1) 必須事業

①相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整等の必要な援助を行います。

【現状と実績】

相談支援事業について、平成23年10月に東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル」を開設しました。相談支援事業者は、東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル」、地域活動支援センター「柏葉」、地域生活支援センター「サン・クラブ」、地域生活支援センター「エポレ」の4か所となり、第2期計画時の見込みを上回りました。

市町村相談支援機能強化事業は、実施していません。

【サービス見込量の考え方】

相談支援事業については、平成23年度の実績を基として設定します。

【サービス見込み量】

事業の種類	平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業（か所）	4	4	4	4
基幹相談支援センター（設置の有無）		無	無	有
市町村相談支援機能強化事業（実施の有無）	無	無	無	無

※平成23年11月末の実績

【サービス量を確保するための方策】

相談支援事業については、東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル」を基幹相談支援センターに位置付け、相談支援事業及び東郷町自立支援協議会の運営を充実します。

②成年後見制度利用支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整等の必要な援助を行います。

【現状と実績】

成年後見制度利用支援事業の実績はありませんでした。

【サービス見込量の考え方】

平成23年度の実績を基としますが、成年後見制度利用支援事業については、平成23年10月に尾張東部成年後見センターが開所したため、1年に1人の利用を見込みます。

【サービス見込み量】

事業の種類	平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業 (人/年)	0	1	1	1

※平成23年11月末の実績

【サービス量を確保するための方策】

成年後見制度利用支援事業については、制度の周知を図るとともに、必要時には尾張東部成年後見センターを中心とした関係機関と連携しながら制度の利用を支援していきます。

③コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人等に対して、意思疎通の円滑化を図るため手話通訳者等の派遣を行います。また、手話通訳者、要約筆記者の養成講座を開催し、人材の確保とサービスの質の向上を図ります。

【現状と実績】

手話通訳者派遣事業は、第2期計画期間中に実利用者数が伸びず、実績が3割を下回りました。

要約筆記者派遣事業は、利用実績がありませんでした。

手話奉仕員養成講座は、入門課程・基礎課程の2コースを、東郷町・日進市・長久手市が合同で開講しています。平成23年度は定員の5割程度が課程を修了する予定です。

要約筆記奉仕員養成講座は、東郷町単独で実施し、平成22年度は定員の7割が修了しました。

【サービス見込量の考え方】

手話通訳者派遣事業及び要約筆記派遣事業は、平成23年度実績をもとに算定します。

手話奉仕員養成講座及び要約筆記奉仕員養成講座は、講座の定員数を見込みとします。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者派遣事業	実利用見込み者数 (人/年)	9	14	17	20
要約筆記者派遣事業	実利用見込み者数 (人/年)	0	1	2	3
手話奉仕員養成講座	修了者数 (人/年)	9	20	20	20
要約筆記奉仕員養成講座	修了者数 (人/年)	7	10	10	10
手話通訳者設置事業	実設置見込み者数 (人/年)	0	0	0	0

※平成23年11月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

手話通訳者等派遣事業において、対象者に事業の周知を図るとともに、社団法人愛知県聴覚障害者協会、社団法人愛知県身体障害者福祉団体連合会への委託により、派遣事業を行っていきます。

また、手話奉仕員等養成講座においては、合同実施している日進市・長久手市と連携し、人材の確保とサービスの向上を図ります。

④日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図ります。

【現状と実績】

平成23年度実績は、排泄管理支援用具及び住宅改修費について第2期計画時を上回りましたが、その他の用具については下回りました。

【サービス見込量の考え方】

排泄管理支援用具は、平成23年度実績をもとに毎年12件の増加を見込み算定します。

住宅改修費は、平成23年度実績をもとに、3年間で1件の増加を見込み算定します。

それ以外は、平成23年度実績をもとに、毎年1件の増加を見込み算定します。

【サービス見込み量】

事業の種類	平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具 (件/年)	2	3	4	5
自立生活支援用具 (件/年)	3	4	5	6
在宅療養等支援用具 (件/年)	3	4	5	6
情報・意思疎通支援用具 (件/年)	2	4	5	6
排泄管理支援用具 (件/年)	366	378	390	402
住宅改修費 (件/年)	3	3	3	4

※平成23年11月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

日常生活用具等の給付を必要とする人が、サービスを利用できるように日常生活用具等に関する情報の周知を図るとともに、給付対象用具の拡大を検討するなど、障がいの特性に合った給付を行います。

⑤移動支援事業

屋外での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促進します。

【現状と実績】

平成22年度の実績は、第2期計画の7割と下回り、平成23年度実績もより大きく下回ると考えられます。一番多く利用があった町内の事業所がサービスを中止したことによる影響です。

【サービス見込量の考え方】

平成24年度から新規事業者が参入する予定があるため、平成22年度実績（22人、166時間）をもとに算定します。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	利用者数（人／月）	16	23	25	27
	利用時間数（時間／月）	111	161	175	189
	登録事業者数（か所）	7	8	8	8

※平成23年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

移動支援は、アンケート及びヒアリングの結果から、知的障がいのある人にとって利用ニーズの高いサービスであるため、早急に利用しやすい体制整備が必要です。町内の事業者だけでなく、近隣市と連携して供給体制を整備します。

また、不測の事態に備え、特定の事業所に利用者が集中しないよう、新たな提供事業所の参入を促進するとともに、既存の事業者等に働きかけるなど、サービス提供体制の拡大を促進します。

⑥地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動の機会を提供し、障がいのある人の社会との交流を促進するために地域活動支援センターにおいて創作活動や交流、日中の活動の場を提供します。また、地域活動支援センターの機能の充実強化を行います。

【現状と実績】

平成23年6月から、障害福祉サービス（生活介護・就労継続支援B型）の提供事業者が、地域活動支援センター事業へサービス内容を移行しました。そのため、平成23年度実績は、第2期計画時を大幅に上回りました。

【サービス見込量の考え方】

平成23年度実績をもとに算定するとともに、障害福祉サービス（就労継続支援B型）への移行を見込みます。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援 センター事業	利用者数（人／月）	222	244	88	110
	登録事業者数（か所）	6	6	5	5

※平成23年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

提供事業者との連携を図り、事業所の安定した運営を支援するとともに、利用者のニーズに合ったサービス体制の整備を進めます。

また、事業者との連携のもとで就労継続支援B型へのサービス移行を促進します。



(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

障がいのある人に対して、自宅で訪問入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持と健康増進を図るとともに、介護者の肉体的、精神的負担を軽減することを目的として実施します。

【現状と実績】

平成23年度実績は、第2期計画時の見込み量を利用回数のみ上回りました。

【サービス見込量の考え方】

平成23年度実績をもとに算定し、3年間で1人の増加を見込みます。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴サービス事業	利用者数（人／月）	1	1	1	2
	利用回数（回／月）	8	8	8	16

※平成23年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

訪問入浴サービスの周知を図るとともに、ニーズ把握に努め、利用を促進します。

②日中一時支援事業

特別支援学校等に在籍している障がいのある児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇期間中における活動の場を提供するサービスを実施します。

【現状と実績】

障がいのある子どもを中心とするタイムケア事業を提供する事業所が、平成23年6月にイーストプラザいこまい館の敷地内に開所したため、町内のタイムケア事業所は2か所となりました。

また、知的障がいのある18歳以上の方が、他市の事業所を利用する機会が増えるなど、サービス提供体制は充実してきています。平成23年度実績は、第2期計画時を上回りました。

【サービス見込量の考え方】

平成23年度実績を基に、タイムケアについては1年に2人、日中ショートについては、1年に1人の増加を見込みます。

【サービス見込み量】

サービスの種類			平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	タイムケア	利用者数(人/月)	32	34	36	38
		利用回数(回/月)	275	300	325	350
		事業者数(か所)	10	11	11	11
	日中ショート	利用者数(人/月)	5	6	7	8
		利用回数(回/月)	8	9	10	11
		事業者数(か所)	2	2	2	2

※平成23年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

サービス事業者の安定した供給が確保されるよう支援するとともに、就学児の保護者に対して、サービスの周知に努めます。

③生活サポート事業

介護給付支給決定前の障がいのある人について、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行うことにより、地域での自立した生活の推進を図る事業を実施します。

【現状と実績】

平成23年度実績見込みは、第2期計画時の7割に下回りました。

【サービス見込量の考え方】

平成23年度実績見込みをもとに、2年間で1人の増加を見込みます。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活サポート事業	利用者数(人/月)	0.2	0.2	0.3	0.3
	利用時間数(時間/月)	2	2	3	3
	事業者数(か所)	4	4	4	4

※平成23年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

生活サポート事業の周知を図り、必要時には利用を促進します。

④自動車運転免許取得・改造助成事業

身体に障がいのある人に対して、普通自動車免許の取得に要した費用や自動車の改造に要した費用を助成することにより、社会参加の促進を図ります。

【現状と実績】

平成21年度から平成23年度実績は、いずれも第2期計画時を下回りました。

【サービス見込量の考え方】

利用対象者が少ないことも勘案し、運転免許取得については1年に1人、自動車改造については1年に2人を見込み、数値を維持することとします。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
運転免許取得	利用人数（人／年）	0	1	1	1
自動車改造	利用人数（人／年）	1	2	2	2

※平成23年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

自動車運転免許取得及び改造助成事業の周知を図り、利用を促進します。

⑤更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人等に、訓練に必要な経費や交通費を助成することで、社会復帰の促進を図ります。

【現状と実績】

平成23年度の実績見込みは1人です。

【サービス見込量の考え方】

利用対象者が少ないことを踏まえ、1年に1人を見込み、数値を維持することとします。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
更生訓練費	利用人数（人／年）	1	1	1	1

※平成23年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

更生訓練費給付事業の周知を図り、利用を促進します。

⑥施設入所者就職支度金給付事業

入所・通所の訓練、就労移行支援事業や就労継続支援事業を利用して、一般就労に移行する人に対して就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。

【現状と実績】

平成23年度の実績見込みはありません。

【サービス見込量の考え方】

国の指針において、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上の人が、就労移行支援事業等を通じて平成26年度中に一般就労に移行することを数値目標として掲げる方針が打ち出されており、施設入所者就職支度金給付事業についてもこの指針と整合を図り、見込み量を設定します。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成23年度 ※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所者就職支度金	利用人数（人／年）	0	2	3	4

※平成23年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

施設入所者就職支度金給付事業の周知を図り、利用を促進します。

資料編

1 策定の経過

日 時	内 容
平成 23 年 7 月 22 日	第 1 回東郷町障がい者計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュールについて ・制度について ・アンケート調査票の検討
平成 23 年 8 月 17 日～9 月 1 日	東郷町障がい者計画・障がい福祉計画策定にかかるアンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・本人アンケート ・商工会アンケート ・事業所アンケート
平成 23 年 9 月 7 日	団体ヒアリングの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・東郷町心の病をもつ人の家族の会（さくらの会） ・東郷町知的障害者児連絡協議会 ・東郷町身体障害者福祉協議会
平成 23 年 10 月 27 日	第 2 回東郷町障がい者計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果について ・ヒアリング調査結果について ・計画骨子案の検討
平成 23 年 11 月 15 日	庁内ヒアリングの実施
平成 23 年 12 月 22 日	第 3 回東郷町障がい者計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・素案の検討
平成 24 年 1 月 16 日～2 月 5 日	パブリック・コメントの実施

2 策定委員会要綱

東郷町障がい者計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく障がい者計画及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく障がい福祉計画の策定を行うことにより、障がいのある者が地域社会において、安心して生活できる環境整備を図るため、東郷町障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織及び委員)

第2 この委員会は別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員は、町長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、委員会を代表し、会議の進行を図る。

4 副会長は、会長不在のとき、会長の職務を代行する。

(任期)

第4 委員の任期は、平成23年7月1日から平成24年3月31日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の召集)

第5 委員会の会議は、会長が招集する。

(報酬)

第6 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、東郷町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年東郷町条例第18号）による。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

3 策定委員会名簿

構成関係 機 関	役 職	氏 名
議会・行政 機 関	東郷町議会代表	井俣 憲治
	愛知県瀬戸保健所代表	萩野 光枝
	東郷町（行政）代表	加藤 浩
医療関係 機 関	東名古屋医師会東郷支部代表	亀井洋太郎
	愛豊歯科医師会東郷支部代表	岡松 猛
	東郷薬剤師会代表	松山 陽二
各種団体等	東郷町身体障害者福祉協議会代表	磯村 守吉
	東郷町知的障害児・者連絡協議会代表	笹野 真智子
	東郷町心の病をもつ人の家族の会（さくらの会）代表	丸子 二郎
	東郷町民生委員児童委員協議会代表	石川 實
	東郷町社会福祉協議会代表	近藤 小夜子
	東郷町ボランティア連絡協議会代表	野々山 清子
有識者	東郷町適応指導教室 指導員	本田 澄明

4 目標指標一覧

基本目標 1 障がいのある子の育ち・学びへの支援

(1) 相談体制と早期療育の充実

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	子育てに関する相談の実施	こども相談(障がいのある人分)の相談件数	85件	充実
2	療育システム	関係機関との連携・調整	-	強化
3	なかよし教室	参加実人数	78人	180人
4	らっこちゃんルーム	らっこちゃんルームの定員	15人	拡充
5	カンガルー教室	カンガルー教室の定員	10人	拡充
6	基本相談支援	子どもに関する相談件数	H24 新規事業	充実
7	児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターの設置	H24 新規事業	設置
8	ことばの相談	参加延べ人数	44人	48人
9	5歳児発達相談	参加延べ人数	11人	拡充

(2) 共に育つ保育の充実

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	保育所等訪問支援	支援の実施	H24 新規事業	充実
2	障がい児保育	支援の実施	実施	充実

(3) 共に学ぶ教育環境の充実

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	就学指導	就学指導を実施した児童生徒数	19人	充実
2	特別支援教育	特別支援学級の児童生徒数	55人 (小学校42人、 中学校13人)	充実
3	発達障がいへの理解	特別支援教育に係る研修参加人数	7人	充実
4	学校のバリアフリー化	障がい者トイレの設置校数	7校 (9か所)	全小中学校 9校
5	特別支援教育就学奨励費支給	奨励費支給人数	51人	継続

基本目標 2 障がいのある人がそれぞれの能力を発揮できる就労への支援

(1) 障がいのある人の職業能力向上への支援

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	就労移行支援	就労移行支援事業 利用日数/月	18 日	420 日

(2) 就労の場の拡充

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	就労継続支援	就労継続支援事業 利用延べ日数/月	A型 44 日 B型 396 日	A型 225 日 B型 560 日
2	地域活動支援センター	地域活動支援センター事業 利用延べ日数/月	44 日	110 日

(3) 雇用の促進

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	町職員の障がい者雇用	町職員の障がい者雇用率	1.36% (H23.6.1 現在)	2.1% (法定雇用率)
2	障がい者雇用の促進と就業支援	関係機関との連携	実施	充実

基本目標 3 自立した生活を応援するサービスの充実

(1) 保健・医療・福祉の連携

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	連携による総合的な保健・医療・福祉サービスの体制	障がい者相談支援センターによる体制強化・充実	-	充実

(2) 相談体制の充実

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	障害者手帳の交付	手帳交付における支援	実施	継続
2	相談体制の充実(基幹相談支援センターの設置)	業務体制の充実	H24 新規事業	充実
3	相談員による障がい別相談	相談員の人数	2人	継続
4	難病相談	相談件数	97件	継続
5	精神保健福祉相談	相談件数 ・瀬戸保健所 ・地域活動支援センター柏葉 ・東郷町 ・東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル」	332件 890件 16件 -	充実
6	家族懇談会	参加延べ人数	56人	継続
7	計画相談支援・障害児相談支援	サービス等利用計画の作成件数	H24 新規事業	108人
8	地域相談支援	地域相談支援事業者数	H24 新規事業	1事業者

(3) ホームヘルパー等による訪問系サービス

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	居宅介護	利用延べ時間/月	152時間	252時間
2	重度訪問介護	利用延べ時間/月	166時間	181時間
3	重度障害者等包括支援	利用延べ時間/月	0時間	必要に応じ提供
4	同行援護	利用延べ時間/月	H23 実施開始	50時間
5	行動援護	利用延べ時間/月	0時間	必要に応じ提供
6	移動支援	利用延べ時間/月	166時間	189時間
7	生活サポート	利用延べ時間/月	1.2時間	3時間
8	訪問入浴サービス	訪問入浴延べ回数/月	0.5回	16回

(4) 身体機能の維持や創作活動などを提供するサービス

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	生活介護	利用延べ日数/月	352 日	495 日
2	療養介護	サービス提供の実施	0 日	必要に応じ提供
3	自立訓練	機能訓練	0 日	22 日
		生活訓練	0 日	10 日
4	地域活動支援センター (再掲)	利用延べ利用者数/月	44 人	110 人
5	日中一時支援 (タイムケア)	タイムケア 利用延べ回数/月	128 回	350 回
6	児童発達支援事業	サービス提供の実施	H24 新規事業	実施
7	放課後等デイサービス	サービス提供の実施	H24 新規事業	実施

(5) 一時的に障がいのある人を預かり介護負担を軽減するサービス

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	短期入所 (ショートステイ)	利用延べ日数/月	41 日	52 日
2	日中一時支援 (日中ショート)	利用延べ回数/月	7 回	11 回

(6) 障がいのある人の居住環境を提供するサービス

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	施設入所支援	実利用人数	8 人	7 人
2	共同生活介護	実利用人数	4 人	10 人
3	共同生活援助	実利用人数	4 人	6 人
4	障害児入所支援	事業の推進	H24 新規事業	充実

(7) 自立を支えるサービスの充実

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	寝具洗濯乾燥サービス	利用延べ人数	3人	6人
2	理髪サービス	利用延べ人数	43人	50人
3	家族介護支援事業(紙おむつの給付)	利用延べ人数	1,065人	1,200人
4	緊急通報システム	利用人数	0人	2人
5	難病患者と家族の集い	参加延べ人数	1,067人	充実
6	NHK受信料の免除	新規申請件数	24件	継続
7	障がい児サマースクール	夏休み中の3日間の実施	延べ36人	継続
8	補装具の交付	交付延べ件数	53件	継続
9	日常生活用具の給付	交付延べ件数(ストマ以外) (ストマのみ)	11件 354件	27件 402件
10	福祉機器等の貸与	車いすの貸し出し	89件	109件

(8) 地域で生活するための居住の場づくり

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	住宅改修費の助成	住宅改修件数(介護保険)	136件	充実
2	重度身体障がい者等住宅改善費の助成	住宅改修件数	0件	継続
3	グループホーム・ケアホームへの支援	特定障害者特別給付費の支給対象者(家賃補助対象分)	H23 実施開始	16件

(9) 生活を支える経済的支援の充実

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	国民年金加入・受給促進	周知・啓発の推進	実施	充実
2	心身障害者扶助料	心身障害者扶助料の支給	継続	継続
3	在日外国人重度障害者福祉給付金	手当の支給	利用実績なし	継続
4	特別障害者手当等	手当の支給	37人	必要に応じ提供
5	愛知県在宅重度障害者手当	手当の支給	341人	必要に応じ提供
6	心身障害者扶養共済	扶養共済加入者数	16人	必要に応じ提供
7	特別障害給付金の受給促進	受給者数	1人	必要に応じ提供
8	特別児童扶養手当の支給	手当の支給	52人	必要に応じ提供

基本目標 4 安心してすこやかに暮らす保健・医療の充実

(1) 母子保健の充実

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	妊婦健康診査	10 回目の受診率	95.0%	100.0%
2	妊産婦・乳幼児訪問指導	新生児訪問率	92.2%	100.0%
3	乳幼児健診等	すくすく発達相談 (5歳児アンケート)	未実施	充実

(2) 身体とこころの健康を維持するための支援

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	健康診査	メタボ予防健診受診率 (人数)	8.3% (218 人)	10.0%
2	訪問指導	訪問指導実人数 (成人、精神)	101 人	充実
3	健康相談	重点健康相談延べ回数 こころの健康相談延べ回数	84 回 140 回	充実
4	健康教育	集団健康教育延べ回数	57 回	充実
5	口腔健康管理の指導	歯科検診・保健指導実人数	215 回	継続
6	地域ぐるみの健康づくりの推進	健康づくり事業実施延べ回数	36 回	充実

(3) 医療環境の充実

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	訪問看護	訪問件数	871 件	900 件
2	障害者医療の支給	受給者数	372 人	継続
3	精神障害者医療の支給	受給者数	366 人	継続
4	自立支援医療 (更生医療)	受給者数	85 人	継続
5	自立支援医療 (精神科通院医療)	受給者数	366 人	継続
6	自立支援医療 (育成医療)	受給者数	11 人	継続
7	後期高齢者福祉医療	受給者数	406 人	継続

基本目標 5 障がいがある人もない人も共に生きる環境づくり

(1) 障がいのある人への理解の促進

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	職員研修	職員研修の開催回数	1回	継続
2	障がいのある人への理解	啓発の推進	未実施	充実

(2) 交流機会の拡充と地域社会での交流の促進

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	障がい者団体の支援	支援団体数	3団体	3団体
2	スポーツ・レクリエーション大会	参加人数	10人	充実

(3) 福祉教育・健康教育の充実

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	各学校への福祉教育の推進	福祉教育の推進	実施	充実
2	東郷町社会福祉協力の校事業	実施校	全小中学校	継続
3	青少年等ボランティア福祉体験学習事業	参加人数	180人	充実

(4) 多様な手段による情報バリアフリーの推進

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	声の広報等	利用者数	11人	充実
2	点字図書貸出	点字図書蔵書数	229冊	充実
3	コミュニケーション支援	手話通訳者の派遣延べ件数 要約筆記者の派遣延べ件数	5件 0件	20件 3件

基本目標 6 地域で安心して暮らせるまちづくり

(1) すべての人にやさしい街づくりの推進

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	人にやさしい街づくり計画の推進	各目標の推進	実施	充実

(2) ボランティア活動の活発化への支援

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	ボランティアセンター	登録人数	865 人	950 人
2	ボランティアの養成	養成講座の受講人数	19 人	30 人
3	町民活動センター	登録団体数	108 団体	充実
4	ボランティア活動に関する講座の開催	各種講座の開催	未実施	実施
5	NPO 公募提案型事業	NPO 公募提案型事業応募団体数 (総合計画)	1 団体	4 団体

(3) 移動手段の充実

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	心身障がい者タクシー料金助成	タクシー券交付者数	288 人	継続
2	外出支援サービス	利用者数	2 人	3 人
3	障がい者用自動車改造費の補助	申請件数	1 件	1 件
4	自動車運転免許取得費の補助	申請件数	0 件	2 件
5	駐車可の標章の交付	制度の周知	実施	継続
6	各交通料金の割引	制度の周知	実施	継続
7	軽自動車税の減免	利用人数	49 人	継続
8	巡回バス運行事業	運行車数 (ノンステップバス)	0 台	2 台

(4) 防災・災害対策の充実

No.	事業	指標	現状 (H22)	目標 (H26)
1	要援護者の把握	台帳の整備	未実施	実施
2	災害時の支援体制・協力体制の確立	体制の整備	継続	充実
3	災害ボランティア	地域サポーター研修の実施	実施	充実
4	福祉避難所の設置	設置の推進	新規	充実
5	ファックスによる 119 番受付	ファックス受付の実施	実施	継続

(5) 権利擁護の充実

No.	事業	指標	現状（H22）	目標（H26）
1	権利擁護の実施と普及	成年後見制度利用者	1人	継続
2	法律相談窓口	相談窓口の開催回数、人数	年間12回 60人 (月1回 5人)	継続
3	尾張東部成年後見センターとの連携	関係機関との連携	H23 実施開始	充実

(6) 虐待防止対策の充実

No.	事業	指標	現状（H22）	目標（H26）
1	法律の周知・啓発	周知・啓発の推進	未実施	実施
2	障がい者虐待防止センターの設置	センターの設置	未設置	設置
3	連携協力体制整備事業	協力体制の整備・充実	H24.10～ 新規事業	充実
4	家庭訪問等個別支援事業	虐待防止対策の推進	H24.10～ 新規事業	実施
5	障がい者虐待防止・権利擁護研修事業	研修の実施	H24.10～ 新規事業	実施
6	専門性強化事業	整備体制の充実	H24.10～ 新規事業	充実

5 前回計画の評価

平成 23 年の実績見込み値と平成 23 年の目標値を比較し、達成 (○)、横ばい (△)、未達成 (×)、評価なし (－) の 4 段階として、事業を分類しています。

※P15「4 第 2 次東郷町障害者計画の達成状況」の詳細データです。

●基本目標 1 障がいのある子の育ち・学びへの支援

1 相談体制と早期療育の充実

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
家庭児童相談	6 件	0 件	－	－
こども相談	538 件	714 件	－	－
療育システム	実施	－	充実	－
早期療育【カンガルー教室】	1,129 人	988 人	充実	×
早期療育【らっこちゃんルーム】	438 人	301 人	充実	×

2 共に育つ保育の充実

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
障害児保育	59 人	120 人	充実	○

3 共に育つ教育の充実

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
就学指導	18 人	19 人	充実	○
特別支援教育	28 人	55 人	充実	○
発達障がいへの理解	－	－	充実	－
学校のバリアフリー化	8 か所	9 か所	継続	○
特別支援教育就学奨励費支給	20 人	51 人	継続	○
心身障害高校生奨学金・入学準備金	4 人	3 人	－	－

指標合計

施策	達成 (○)	横ばい (△)	未達成 (×)	評価なし (－)
障がいのある子の育ち・学びへの支援	5 事業	0 事業	2 事業	5 事業

●基本目標 2 障がいのある人がそれぞれの能力を発揮できる就労への支援

1 障がいのある人の職業能力向上への支援

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
就労移行支援	(新規)	延べ 187 日/月	延べ 252 日/月	×
心身障害者技能習得奨励金	利用実績なし	利用実績なし	－	－

2 就労の場の拡充

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
就労継続支援	通所授産施設 187 日	A 型 延べ 44 日/月 B 型 396 日/月	延べ 20 日/月 延べ 340 日/月	—
地域活動支援センターへの支援	(新規)	44 日	就労を提供する地 域活動支援センタ ーを確保、サービ ス提供	—

3 雇用の促進

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
町職員の障がい者雇用（率）	1.36%	1.36% (H23.6.1 現在)	2.1%	×
障がい者雇用の促進と就業支援	公共職業安定 所や商工会と の連携	実施	連携を継続、就労 移行支援の実施	○

指標合計

施策	達成（○）	横ばい（△）	未達成（×）	評価なし（—）
障がいのある人がそれぞれの能力を発揮でき る就労への支援	1 事業	0 事業	2 事業	3 事業

●基本目標 3 自立した生活を応援するサービスの充実

1 保健・医療・福祉の連携

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
連携による総合的な保健医療福祉 サービスの体制	障害者ケア会 議、地域福祉 サービスセン ター	各担当課 にて実施	地域自立支援協 議会の運営、相 談支援事業の実 施	○

2 相談体制の充実

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
障がい者手帳の交付	申請受付、 サービス 説明	実施	—	—
相談体制の充実	障害者ケア会 議、地域福祉 サービスセン ター	実施	相談支援事業の実 施（役場、地域活 動支援センター I 型）	○
相談員による障がい別相談	2 人	2 人	継続	○
難病相談	208 件	97 件	—	—
精神保健福祉相談	県延べ 353 件 地域活動支援セ ンター — 町延べ 71 件	332 件 890 件 16 件	充実	× — ×
家族教室（家族懇話会）	延べ 86 人	56 人	継続	○

3 障害福祉サービスの充実

（1）ホームヘルパー等による訪問系サービス

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
居宅介護	延べ 100 時間	延べ 138 時間	延べ 214 時間	×
重度訪問介護				
重度障害者等包括支援				
行動援護				
移動支援	延べ 106 時間	217 時間	198 時間	○
手話通訳者の派遣	(新規)	2 人	実施・継続 広域体制の検討	○
要約筆記者の派遣		0 人		
生活サポート	(新規)	1.2 時間	必要に応じ提供	○
訪問入浴サービス	延べ 3 回	3.2 回	必要に応じ提供	○

（2）身体機能の維持や創作活動などを提供するサービス

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
生活介護	延べ 177 日	288.2 日	161 日	○
療養介護	(新規)	利用実績なし	必要に応じ提供	—
自立訓練	(新規)	8.6 日	延べ 70 日	×
地域活動支援センター	(新規)	31 人 3.7 日	精神 58 人 精神以外 390 日	×
日中一時支援（タイムケア）	(新規)	延べ 129 日	115 日	○
日中一時支援（日中ショート）	(新規)	延べ 19 日	19 日	○

（3）一時的に障がいのある人を預かり介護負担を軽減するサービス

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
短期入所	30 日	45.2 日	38 日	○

（4）障がいのある人の居住環境を提供するサービス

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
施設入所支援	8 人	8 人	8 人	○
共同生活介護 共同生活援助	6 人	10.3 人	22 人	×

4 自立を支えるサービスの充実

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
寝具洗濯乾燥サービス	延べ 5 人	4 人	継続	○
理髪サービス	延べ 63 人	50 人	継続	○
家族介護支援事業	延べ 604 人	914 人	継続	○
緊急通報システム	—	161 台	継続	—
難病患者と家族の集い	延べ 84 人	41 人	—	—
精神障害者社会復帰教室	延べ 177 人	—	継続	—
NHK受信料免除	延べ 8 件	30 件	—	—
障害児サマースクール	延べ 13 人	15 人	継続	○

5 生活を楽に豊かにする福祉用具の利用促進

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
補装具の交付	延べ 253 件	36 件	継続	○
日常生活用具の給付	延べ 21 件	367 件	継続	○
福祉機器等の貸出	延べ 160 件	138 件	継続	○
福祉機器リサイクル事業	利用実績なし	—	継続	—

6 地域で生活するための居住の場づくり

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
住宅改修件数（介護保険）	91 件	113 件	継続	○
住宅改修	1 件	利用実績なし	継続	○
重度身体障害者等住宅改善費補助金	利用実績なし	利用実績なし	継続	○
グループホーム・ケアホームへの支援	（新規）	11 件 （H23 実施）	継続	○

7 生活を支える経済的支援の充実

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
国民年金加入・受給促進	制度の周知	実施	—	—
心身障害者扶助料	1,997 人	2,381 人	継続	○
在日外国人重度障害者福祉給付金	利用実績なし	利用実績なし	継続	○
特別障害者手当	28 人	37 人	—	—
愛知県在宅重度障害者手当	329 人	365 人	—	—
心身障害者扶養共済	14 人	16 人	—	—
特別障害給付金	（新規）	1 人	—	—
特別児童扶養手当	47 人	54 人	—	—

指標合計

施策	達成（○）	横ばい（△）	未達成（×）	評価なし（—）
自立した生活を応援するサービスの充実	26 事業	0 事業	6 事業	15 事業

●基本目標4 安心してすこやかに暮らす保健・医療の充実

1 母子保健の充実

指標	平成17年度	平成22年度	平成23年度 目標	目標の 評価
パパママ教室	92人	母親108人 父親57人	第1子出生数× 2人	—
妊婦健康診査	93.9%	94.7%	100%	×
子育てクラブ	395人	432人	第1子出生数× 2人	—
妊産婦・乳幼児訪問指導	46.1%	95.1%	新生児全数訪問	○
乳幼児健康診査	97.0%	99.1%	100%	×
育児相談・すくすく育児相談	1,033人	1,149人	継続	○
なかよし教室参加実人数	40人	136人	180人	○
ことばの相談参加延べ人数	23人	43人	48人	○

2 身体とこころの健康を維持するための支援

指標	平成17年度	平成22年度	平成23年度 目標	目標の 評価
健康診査	59.9%	26.9%	50%	×
訪問指導	28人	117人	充実	○
重点健康相談	225回	136回	充実	×
こころの健康相談	54回	89回	充実	○
集団健康教育	26回	66回	充実	○
介護予防事業	7回	6回	充実	×
口腔健康管理の指導	1回	48回	—	—
介護予防事業	各種事業を実施	599人	充実	○
健康づくり事業	14回	45回	充実	○

3 在宅医療の充実

指標	平成17年度	平成22年度	平成23年度 目標	目標の 評価
訪問看護	1,303件	1,540件	充実	○

4 安心して医療にとりかかることができる体制づくり

指標	平成17年度	平成22年度	平成23年度 目標	目標の 評価
障害者医療の支給	325人	356人	継続、精神障害 の医療費 助成の検討	○
自立支援医療（更生医療）	50人	87人	継続	○
自立支援医療（精神科通院医療）	227人	339人	—	—
自立支援医療（育成医療）	32人	11人	—	—

指標合計

施策	達成（○）	横ばい（△）	未達成（×）	評価なし（—）
安心してすこやかに暮らす 保健・医療の充実	12事業	0事業	5事業	5事業

●基本目標5 障がいがある人もない人も共に生きる環境づくり

1 障がいのある人への理解の促進

指標	平成17年度	平成22年度	平成23年度 目標	目標の 評価
職員研修	新規採用 職員研修実施	1回	継続	○
障がいのある人への理解	啓発活動に参加	実施	精神障害、発達 障害の啓発を充 実	—

2 交流機会の拡充と地域社会での交流の促進

指標	平成17年度	平成22年度	平成23年度 目標	目標の 評価
障害者団体の支援	3団体	3団体	4団体	×
クリスマス会	28人	52人	継続	○
心身障がい者バスハイキング	94人	87人	継続	○
生涯スポーツ	57人	57人	継続、競技 スポーツの 調査研究	○

3 福祉教育・健康教育の充実

指標	平成17年度	平成22年度	平成23年度 目標	目標の 評価
東郷町社会福祉協力校事業	1,397人	824人	充実	×
青少年等ボランティア福祉体験	6事業所	153人	充実	—
健康教育	健康教室の実 施	実施	充実	○

4 多様な手段による情報バリアフリーの推進

指標	平成17年度	平成22年度	平成23年度 目標	目標の 評価
声の広報等	13人	10人	継続	○
点字図書貸出	161冊	207冊	継続	○
コミュニケーション支援	(新規)	各課で実施	広域的な体制整 備を検討、運営	—

指標合計

施策	達成(○)	横ばい(△)	未達成(×)	評価なし(—)
障がいがある人もない人も共に 生きる環境づくり	7事業	0事業	2事業	3事業

●基本目標6 地域で安心して暮らせるまちづくり

1 障がいのある人、高齢者、子ども、妊産婦など、すべての人にやさしい街づくりの推進

指標	平成17年度	平成22年度	平成23年度 目標	目標の 評価
人にやさしい街づくり計画の推進	各目標の推進	実施	継続	○

2 ボランティア活動の活発化への支援

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
ボランティアセンター	567 人	865 人	780 人	○
ボランティアの養成	各種講座の開 催	音訳ボランティ ア養成講座 28 名 いきいきライフ 応援講座 32 人	充実	—
町民活動センター	71 団体	99 団体	充実	○
自主的な町民活動の支援	(新規)	8 団体	10 団体	×

3 生活に不可欠な移動への支援

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
心身障害者タクシー料金助成	220 人	286 人	継続	○
外出支援サービス	延べ 220 人	2 人	継続	○
障害者用自動車改造費補助	1 件	1 件	—	—
自動車運転免許取得費の補助	申請実績なし	2 件	—	—
駐車可の標章の交付	制度の周知	実施	—	—
J R 各社・私鉄運賃の割引	制度の周知	実施	—	—
航空旅客運賃の割引	制度の周知	実施	—	—
有料道路交通料金の割引	制度の周知	267 件	—	—
タクシー料金の割引	制度の周知	実施	—	—
軽自動車税の減免人数	27 人	49 人	継続	○
巡回バス運行事業	付添いを無料	実施	継続	○

4 防災対策の充実

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
災害時の支援体制・協力体制の確立	災害時要援護 者支援体制マ ニュアル作成	実施	災害時要援護者 支援体制マニ ュアルの運用、情 報管理	○
ファックスによる 119 番受付	F A X 受付の 実施	実施	—	—
災害ボランティア	養成講座開催 なし	実施	ボランティア活 動の充実	○

5 障害のある人の権利擁護対策の充実

指標	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 目標	目標の 評価
権利擁護の実施と普及	地域権利擁護事 業(社協) 成年後見制度 (町)	実施	充実	○
法律相談窓口	年間 6 回	各課で実施	継続	○

指標合計

施策	達成(○)	横ばい(△)	未達成(×)	評価なし(—)
地域で安心して暮らせるまちづくり	11 事業	0 事業	1 事業	9 事業

6 用語一覧

あ行	
インクルーシブ教育	障がいのある子どもも何らかの特別な配慮を受けながら普通学級で学ぶことを目指そうという教育。
か行	
健康づくりリーダー	愛知県では、健康づくりに関する研修会を開催しており、研修修了者は「健康づくりリーダー」として登録され、愛知県や市町村等が行う健康づくりの行事・イベントにおいて、健康づくりのボランティアとして活動することができる。
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。
さ行	
災害時要援護者	高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々のこと。
支援費制度	障がいのある人がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという制度。
就労継続支援（A／B型）	一般企業への就職が困難な障がいのある人に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練等の障害福祉サービスを供与することを目的としている。事業の形態にはA型、B型二種類あり、「A型」は障がいのある人と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障するしくみの“雇用型”。「B型」は契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける“非雇用型”となっている。
食生活改善推進員	食生活の改善方法や毎日の料理について、相談・指導等の活動を行う団体のこと。
ジョブコーチ制度	障がいのある人、事業主及びその家族に対して障がいのある人の職場適応に関するきめ細かな支援を実施することにより、職場適応を図り、雇用の促進及び職業の安定に資することを目的とする。事業所の上司や同僚による支援（ナチュラルサポート）の、スムーズな移行を支援する。
自立支援医療（制度）	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神疾患には精神通院医療、肢体不自由、視覚障害、内部障害には更生医療、育成医療が適応される。

成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人に対し、不動産や預貯金等の財産の管理、介護等のサービスや施設への入所に関する契約の締結、遺産分割の協議や、悪徳商法の被害からの保護等を行う制度。
措置制度	社会福祉の責任主体である国・地方公共団体が、利用申請にもとづき福祉サービス利用の審査・決定を行う制度。

た行

通級指導	通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。
特別支援学級	障がいのある児童生徒に対し、障がいの程度や教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う教室。
トライアル雇用	対象労働者を短期間雇用し、その間に、事業主と対象労働者との間で、業務遂行に当たっての適性や能力等を見極め、相互に理解を深めることで、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図る。

な行

難病患者 (特定疾患医療給付受給者)	治療が困難な特定疾患を患う患者。
ノーマライゼーション	高齢者や障がいのある人等を施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

は行

バリアフリー	身体障がい者や高齢者が生活を営む上で支障がないように、商品を作ったり建物を設計したりすること。また、そのように作られたもの。
福祉避難所	高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊婦等の要援護者のために、特別の配慮がなされた避難所のこと。

や行

ユニバーサルデザイン	ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉のとおり、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
------------	--

ら行

療育手帳	知的障がい者の認定を受けた人に交付される手帳。
------	-------------------------

第3次東郷町障がい者計画及び
第3期東郷町障がい福祉計画

発行：東郷町 福祉部 福祉課

〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1

TEL:0561-38-3111 FAX:0561-38-0001

発行年月：平成24年3月